

内水面漁業生産統計調査
民間競争入札実施要項（案）

内水面漁業生産統計調査における 民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された内水面漁業生産統計調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 内水面漁業生産統計調査の概要

内水面漁業生産統計調査は、内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面漁業振興対策等の水産行政の資料及び社会的情報基盤の整備を目的とする。

なお、平成21年調査からは、民間競争入札を実施し、民間事業者が業務を実施している。

(1) 調査の体系

内水面漁業生産統計調査は、次の3つの調査から構成される。

ア 内水面漁業漁獲統計調査

内水面漁業協同組合等の漁獲量等を調査（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）。

イ 内水面養殖業収獲統計調査

内水面養殖業経営体の収獲量等を調査（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）。

ウ 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦に属する漁業・養殖業経営体の漁獲量、収獲量等を調査。

(2) 調査の対象

それぞれの調査の範囲及び調査客体については、以下のとおりである。

ア 内水面漁業漁獲統計調査

(ア) 平成23～24年調査

漁業権の設定等が行われているすべての河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）を調査範囲として実施した調査結果（平成20年）に基づき、年間漁獲量50トン以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量50トン未満の河川及び湖沼であっても、農林水産省大臣官房統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要として指定した河川及び湖沼（以下「主要河川・湖沼」という。）を管轄する内水

面漁業協同組合又は主要河川・湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体

(イ) 平成25年調査

漁業権の設定等が行われているすべての河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。以下「すべての河川・湖沼」という。）を管轄する内水面漁業協同組合又はすべての河川・湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体

イ 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖するすべての内水面養殖業経営体（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く）

ウ 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関、漁業経営体及び養殖業経営体

(3) 調査の規模

予定調査客体数は、平成23～25年調査の合計で延べ約8,690客体であり、各年調査ごとの内訳は以下のとおりである。

ア 内水面漁業漁獲統計調査

(ア) 平成23～24年調査

約750調査客体

(イ) 平成25年調査

約1,220調査客体

イ 内水面養殖業収獲統計調査

約1,850調査客体

ウ 3湖沼漁業生産統計調査

約140調査客体

（3湖沼漁業生産統計調査にあつては、漁業・養殖業経営体の漁獲量・収獲量等について、水揚機関でまとめて把握できる場合は水揚機関でまとめて把握している。平成22年調査は、1,019漁業・養殖業経営体の漁獲量・収獲量等について、126調査客体（水揚機関等）に調査票を配付・回収し把握した。）

なお、都道府県別の調査客体数は、「内水面漁業生産統計調査都道府県別調査客体数及び調査員数」（別紙3-1）、調査方法別の客体数は「過去の調査方法別調査客体数」（別紙3-2）による。

(4) 調査時期

調査年の翌年1月から3月まで

(5) 調査事項

ア 内水面漁業漁獲統計調査

(ア) 魚種別漁獲量

(イ) 天然産種苗採捕量

イ 内水面養殖業収獲統計調査

(7) 魚種別収獲量（食用）

(イ) 魚種別種苗販売量

ウ 3湖沼漁業生産統計調査

(7) 漁業種類別魚種別漁獲量、天然産種苗採捕量

(イ) 養殖魚種別収獲量

(ウ) 魚種別種苗販売量

(6) 調査方法

3つの調査とも、調査客体が次のいずれかの方法から選択して実施する。

ア 調査員が調査客体から調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法。

イ 調査票を郵送により配付し、調査客体が記入した調査票を郵送又はFAXにより回収する方法。

ウ 政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）を使用して調査票を配付・回収する方法。

2 内水面漁業生産統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 内水面漁業生産統計調査に係る請負業務の内容

請負業務は、内水面漁業生産統計調査における調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成、調査客体への謝礼支給である（別紙4）。

ア 業務期間

平成23年11月1日から平成26年8月末日まで（平成23年調査分から平成25年調査分まで）とする。

イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は以下の(ア)から(ウ)のとおりである。

(ア) 内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿及び3湖沼調査対象名簿

毎年、調査対象年翌年1月上旬頃に12月末日現在の名簿を貸与する。

(イ) 内水面漁業生産統計調査 照会対応事例集（以下「照会対応事例集」という。）

(ウ) 内水面漁業生産統計調査 審査事項一覧表（以下「審査事項一覧表」という。）
（別紙5）

(エ) 平成22年調査結果

回収した調査票の審査を実施する際に、前年の調査結果を比較するためのもの（調査客体個別データ及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表データを電子媒体により貸与。）。

(オ) 内水面漁業生産統計調査 集計プログラム

集計プログラムは、MicrosoftExcel2003以上で動作するマクロである。

(カ) 政府統計共同利用システム オンライン調査システム利用手順書（以下「システム利用手順書」という。）

オンライン調査システム上において調査回答者情報等の登録作業を行うため

の手順書

(キ) ワンタイムパスワードトークン（認証用機器）

「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード（認証のため1回しか使えない「使い捨てパスワード」のこと。）を生成する機器

(ク) 内水面漁業生産統計調査 オンライン調査システム操作ガイド（以下「システム操作ガイド」という。）

ウ 業務の引継

農林水産省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者に十分な業務の引継等を行うものとする。

また、本業務の終了等に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は9(1)の報告等をもとに次期事業者（平成26年調査以降の事業）へ引継を行うものとするが、必要に応じて、業務終了前に民間事業者に対し、引継に必要な資料を求める場合がある。この場合、民間事業者は農林水産省の求めに応じて資料の作成・提出を行う。

エ 業務内容

本業務における業務内容は以下のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努める。

本業務は次の各工程からなる。

- ・ 実査準備（調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・確定、調査員の確保・指導）
- ・ 実査（調査関係用品の配付、調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）
- ・ 審査（調査票の審査、調査客体への疑義照会）
- ・ 集計（調査票データの集計、統計表の作成、内水面漁業・養殖業生産に関する情報の作成、審査）
- ・ 調査客体への謝礼支給

(ア) 調査関係用品の印刷（11月から12月まで）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

- a 調査客体に配付する調査関係用品（別紙6参照）を農林水産省が提供した原稿を基に作成・印刷する。
- b 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様、紙質、色などを使用する。

また、見本については、入札説明会において示すものとする。

- c 調査客体に配付する調査関係用品における本調査の実施機関名は「農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局」とする。

(イ) 調査客体への協力依頼・確定（1月）

民間事業者は、調査対象年の翌年1月上旬頃に農林水産省が貸与する「内水

面漁業協同組合等名簿」、「内水面養殖業経営体名簿」及び「3湖沼調査対象名簿」（別紙7）に示された調査客体のすべてに対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査への協力を依頼し、調査客体を確定するとともに、調査関係用品の配付・調査票の回収方法を確認する。

その際、インターネットが整備されている調査客体については、オンライン調査についても積極的に協力を求めることとし（別紙8）、オンライン調査を希望する調査客体があった場合は農林水産省に連絡する（農林水産省はシステム設定作業の一部を行なう。）。

なお、オンライン調査導入促進の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)ウの提案書にその具体的な内容を記述する。

また、民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断された調査客体については、速やかに「内水面漁業生産統計調査 調査拒否等報告」（以下「調査拒否等報告」という。）（別紙10）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告し、当該調査客体からの調査への協力が得られるよう、農林水産省が民間事業者と連携して対応するものとする。

(ウ) 調査員の確保・指導（11月から12月まで）

民間事業者は、民間事業者自ら調査員を確保し、調査員の仕事の内容、調査員としての心得、調査の進め方、調査票の記入・審査の仕方、報告の仕方など、必要な教育（研修）等を実施する。

(イ) 調査関係用品の配付（1月）

民間事業者は、オンライン調査を選択した調査客体以外には、(イ)で確認した方法で、調査関係用品を配付する。

また、オンライン調査を選択した調査客体には、「システム利用手順書」に基づきID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配付する。

(オ) オンライン調査システムの回答者情報等登録（1月）

民間事業者は、オンライン調査を選択した調査客体について、「システム利用手順書」及び「内水面漁業生産統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業及び調査客体からの回答データ取得作業の手順」（別紙9）に基づき回答者情報等の登録作業を行う。

なお、作業場所については、民間事業者が用意することとし、システム環境については、Windows Vista(SP1)、WindowsXP(SP2)、Windows2000(SP4)、Internet Explorer8、Internet Explorer7、Internet Explorer6、Adobe Reader 7.0.9以上のものを、ネットワークは、ADSL等のブロードバンド環境、固定IPアドレスを民間事業者で準備する。

ただし、情報セキュリティ管理の観点から作業場所については、オによるセキュリティ対策を講じる。

(カ) 調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応（随時）

民間事業者は、次の事項に基づき調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応を行う。

a 調査客体からの調査内容等に関する照会に適宜回答する。

b 調査客体からの問い合わせ・苦情等については、照会対応事例集に基づき、問い合わせ・苦情等対応マニュアルを作成し、農林水産省の了解を得た上で、これにより対応する。

c 問い合わせ、苦情等の対応状況については「内水面漁業生産統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況」（以下「問い合わせ・苦情等対応状況」という。）（別紙11）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告する。

また、オンライン調査システムを使用する場合の問い合わせや苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行う。

(キ) 調査票の回収・督促（1月から2月まで）

民間事業者は、調査客体から指定した期日までに調査票を回収するとともに、未回収調査客体に対して督促を行う。

オンライン調査による場合は、オンライン調査システム上で回答データの取得の作業を行う（別紙9参照）。作業の手順については、「システム利用手順書」を参照する。

また、提出期限までに調査票を提出することが困難なことが判明した場合は速やかに調査拒否等報告に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告し、指示を受けるものとする。

なお、調査票の回収方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述する。

調査票の回収、督促状況については「内水面漁業生産統計調査 調査票回収・督促状況」（以下「調査票回収・督促状況」という。）（別紙12）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告する。

(ク) 調査票の審査、調査客体への疑義照会（1月から3月まで（概数取りまとめ）、6月から8月まで（確定値取りまとめ））

民間事業者は、提出された調査票の内容について、農林水産省が貸与する審査事項一覧表（別紙5）に基づき、記入漏れ、漁獲量等の妥当性等について確実に審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行い、修正が生じた際は調査票の内容を修正する。

また、確定値取りまとめ時においては、概数取りまとめ以降に調査票の内容に変更がないか、調査客体へ確認を行い、変更が生じた場合は、審査事項一覧表に基づき、漁獲量等の妥当性等について確実に審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行い、調査票の内容を修正する。

調査客体に対する疑義照会の状況は「内水面漁業生産統計調査 疑義照会状況」（以下「疑義照会状況」という。）（別紙13）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告する。

(ケ) 調査票の電子化・集計、統計表の作成・審査・報告（2月から3月まで（概数取りまとめ）、7月から8月まで（確定値取りまとめ））

民間事業者は、審査を終了した調査票について、別途提示するファイルフォーマット（入札説明会において提示）に基づき電子化し、電子化したデータと調査票の突合チェックを行う。なお、確定値取りまとめ後の調査票及び電子化

したデータを農林水産省に提出する。

チェック終了後、電子化したデータを農林水産省が貸与する内水面漁業生産統計調査集計プログラムを用い集計し、「全国・都道府県別・河川湖沼別結果表」（以下「結果表」という。）を作成する。作成した結果表について、審査事項一覧表に基づき、漁獲量等の妥当性等について確実に審査を行う。また、審査後の結果表について、画一的な秘匿措置を行い（調査客体の数が3未満の場合、当該数値を記号に変換）、農林水産省に提出する。

また、調査票の備考欄に記入された漁業生産量の増減理由等の情報を整理し、都道府県別に「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」（別紙14）を作成し、農林水産省に提出する。

なお、統計表の作成方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述する。

(コ) 調査客体への謝礼支給（8月）

民間事業者は、(イ)で確定した3湖沼漁業生産統計調査の調査客体のうち、往復郵送調査、FAX調査及びオンライン調査の方法による自計調査により調査を実施した調査客体に対し、調査終了後速やかに、謝礼として平成20年度に国が調査客体に支払った金額（2,300円）の謝金の支払い又は謝金相当の謝礼品の支給を行うこととし、実額（謝金代又は謝礼品代）を国が負担する。

なお、年間の謝金支払額（支払件数）、謝礼品支給額（支給件数）及び受領辞退客体数について、事業報告書に記載する。

オ 情報セキュリティ管理

(ア) 本業務の実施に当たって、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して的確な調査情報の管理を行う。

なお、セキュリティマニュアルについては提案書と併せて提出し、農林水産省の審査を受けること（特に、前年・当年調査票、内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿、3湖沼調査対象名簿については細心の注意を払う。また、オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策、電子メールで報告する際のセキュリティについては必ず記入する。）。

(イ) 調査関係用品、納品物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は契約終了時までには裁断・粉碎等により廃棄する。

(ウ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、今後の対応方針について協議する。

カ 納入物件（納入期限）

(ア) 全国・都道府県別・河川湖沼別結果表

（調査年の翌年3月25日（概数）、調査年の翌年8月25日（確定値）。）

(イ) 内水面漁業・養殖業生産量に関する情報（別紙14）

（調査年の翌年3月25日（概数）、調査年の翌年8月25日（確定値）。）

(ウ) 調査票（確定値の審査が終了したもの）

（調査年の翌年8月25日）

なお、納入は電子媒体とするが、(ウ)調査票（確定値の審査が終了したもの）については、電子媒体と併せて紙媒体も納入する。

また、農林水産省の執務用・保存用として、「調査客体配付用品一覧」（別紙6）に掲げる印刷物一式を印刷終了時に5セット納入する。

審査済み調査票を郵送で送付する場合は信書便を利用するものとする。

なお、期限日が土日休日の場合は、その前日とする。以下、同じ。

(2) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は、本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は、「農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。

また、民間事業者は、調査客体からの調査票の返送先を自ら必ず確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先の住所、FAX番号を農林水産省に報告する。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置する。

担当者は業務履行時間内（平日9:00から18:00まで）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報が記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるように研修を事前に行う。

研修内容、スケジュールについては毎年11月までに農林水産省の了解を得ること。

オ 民間事業者が調査員による調査を実施する際には、調査員を確保するとともに、必要な研修等を実施する。

また、調査員からの疑義照会に対し対応できる体制を整えることとする。

なお、農林水産省の登録調査員の利用を希望する場合には、農林水産省から登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認し同意が得られた登録調査員を紹介するが、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故などの補償に対しては、民間事業者の責任において対応する。

カ 天災地変等の影響により、調査客体数が減少する可能性があるが、この場合、調査客体数については別途民間事業者に連絡する。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。

ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、民間事業者が作成した問い合わせ・苦情等対応マニユ

アルに沿って対応すること。

ウ 本調査は全数調査であり、調査の対象となる調査客体を漏れなく確実に調査することにより、網羅的かつ正確な統計を作成する必要がある。

したがって、調査客体の全てから調査協力を得られるようにし、一連の業務（督促業務等）を通じ、調査票の回収率は100パーセントを達成すること。

エ 調査票、全国・都道府県別・河川湖沼別結果表及び内水面漁業・養殖業生産量に関する情報については報告期日までに報告するとともに、審査事項一覧表の審査項目全てについて確実に審査を行うこと。

なお、調査票及び結果表等の審査については、民間事業者は、次の(ア)及び(イ)について、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。

(ア) 農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。

(イ) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査客体に疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票の内容を修正すること。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、9(1)アに示す報告及び2(1)カに示す納入物件により確認する。

(5) 契約金の支払いについて

ア 契約の形態は請負（単価）契約とする。なお、調査客体への謝金または謝金相当の謝礼品支給額の代金は国が負担する。

イ 調査客体への謝金又は謝金相当の謝礼品支給額については、請求時に支払った実額（以下「実額支払い分」という。）を証明できる書類（領収書や振込証明書等）を添付する。

ウ 契約金の支払い（実額支払い分を含む。）については、調査年の翌年3月及び8月の年2回とする。

民間事業者は、9(1)アに示す報告及び2(1)カに示す納入物件や業務の完了を確認できる書類等を農林水産省に提出し、検査に合格したときは、調査実施客体数に契約単価（3月は契約単価の90パーセント、8月は契約単価の10パーセントに相当する額）を乗じて得た金額（ただし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を所定の手続きにより書面をもって農林水産省に請求するものとする。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。

(6) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の場合、速やかに業務の改善策を作成及び提出し、農林水産省の承認を得た上で改善策を実施するものとする。なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができ

る。

ア 農林水産省が、9(1)アに示す報告や2(1)カに示す納入物件の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

イ 民間事業者が、業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

(7) 業務の改善提案

民間事業者は、業務の質の確保、向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案（照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集や農林水産省への報告書類等）を農林水産省に対して行うことができる。なお、民間事業者は、業務の改善提案に当たり、農林水産省に対して必要な助言を求めることができる。

3 内水面漁業生産統計調査の契約期間

契約期間は、平成23年11月1日から平成26年8月末日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。（なお、未成年者、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (7) 入札説明会に参加し、入札事項等の説明を受けた者であること。
- (8) 12(8)の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面におい

て関連のある事業者でないこと。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	平成23年7月中旬頃
イ 入札説明会	平成23年8月上旬頃
	平成23年9月上旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	平成23年9月中旬頃
エ 入札書類提出期限	平成23年9月下旬頃
オ 入札書類の評価	平成23年10月上旬頃
カ 開札	平成23年10月下旬頃
キ 契約の締結	平成23年10月下旬頃
ク 業務の引継ぎ	契約締結後、速やかに

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明会に参加したすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（入札金額の内訳として、予定調査客体数に1調査客体当たりの単価を乗じて得た金額を記載し、その概算総価を入札金額とする。）、提案書及び「表1 評価項目一覧表」の提案書項目番号欄に該当する提案書の項番号を記載したものを提出することとする。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（ただし、国が支払い又は支給実績に応じて負担する調査客体への謝金又は謝金相当の謝礼金支給額は除く。）の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第15条において準用する第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- (ア) 実施計画
- (イ) 実施体制・設備・環境
- (ウ) 組織の専門性

- (エ) 本業務従事予定者の研修
- (オ) セキュリティ対策
- (カ) 調査関係用品の印刷・配付
- (キ) 調査への協力依頼及び調査客体への謝礼支給
- (ク) 問い合わせ・苦情等対応
- (ケ) 調査票の回収及び督促
- (コ) 調査票の審査・疑義照会対応
- (サ) 調査票データの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告

なお、上記について農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する。

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

なお、評価においては、外部有識者（評価者）による審査も行うこととする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表1 評価項目一覧表」のとおり。

表1 評価項目一覧表

提案書の目次		評価項目	評価の観点	得点配分			提案書項目番号
大項目	中項目			必須(基礎点)	加点点	加重	
1 実施計画							
1.1	実施計画	・実施計画(スケジュール)は、農林水産省が示す要件が満たされているか ☆・業務手順について、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか	基本的な調査実施計画 調査の効率化	10 -	- 9	- 3	
2 実施体制							
2.1	実施体制・設備・環境	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか	基本的な組織体制	3	-	-	
		・調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実査時において的確に配置できる方法が具体的に記載されているか		3	-	-	
		・支出に係る証拠書類等の整理、保管体制等を有しているか	基本的な設備環境	3	-	-	
		・本業務を実施する場所及び設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な実施体制が用意されているか		3	-	-	
		・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか ・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	9	3	
2.2	組織の専門性	・業務遂行に当たり、内水面漁業・養殖業の生産・流通関係の基本的な知識(内水面漁業・養殖業についての用語、生産・流通過程等の知識)を有しているか	専門性	-	12	4	
		・電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することとなっているか	処理能力	-	3	1	
		・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか	実務実績	-	9	3	
		・ISO9001の認証を受けているか 注1)	資格	-	3	1	
2.3	本業務従事予定者の研修	・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか(内水面漁業生産統計調査について、秘密の保護についてなど)	研修のプログラム	4	-	-	
		☆・研修の計画に工夫が示されているか(研修方法、研修時間など)	研修計画	-	6	2	
		☆・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか		-	9	3	
2.4	セキュリティ対策	・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	3	-	-	
		・プライバシーマークの認証を受けているか 注1)		-	3	1	
		・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか 注2)	万全なセキュリティ	-	6	2	
		・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか		-	3	1	
3 個別業務の実施方法							
3.1	調査関係用品の印刷・配付	・印刷・配付の手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-	
		☆・調査関係用品の誤配を防ぐ工夫が示されているか	調査票等配付業務の質	-	6	2	
3.2	調査への協力依頼及び調査客体への謝礼支給	・調査客体への調査の協力依頼、謝礼の支給についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-	
		☆・調査客体へ調査内容をわかりやすく説明し、調査協力が得られるための工夫が示されているか	調査への協力依頼業務の質	-	9	3	
		☆・オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか	効率化	-	6	2	
3.3	問い合わせ・苦情等対応	・調査客体からの問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-	
		☆・調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか	問い合わせ・苦情等対応の工夫	-	9	3	
3.4	調査票の回収及び督促	・調査票の回収及び督促についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-	
		☆・調査票を確実に回収(100%)するための創意工夫による設定がされているか	調査票回収・督促業務の質	-	12	4	
3.5	調査票の審査・疑義照会対応	・調査票の審査、疑義照会についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-	
		☆・審査・疑義照会を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか	効率化	-	9	3	
		☆・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		-	6	2	
3.6	調査票データの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告	・調査票データの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-	
		☆・調査票データの電子化、統計表を正確・迅速に作成・審査・集計するための工夫が示されているか	効率化	-	9	3	
		☆・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		-	6	2	
4 その他							
4.1	農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	☆・その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか	その他	-	3	1	
				47	153		
☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目				99	-	99	
実施体制、実績を評価する項目				101	47	54	
技術点合計				200	47	153	

必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点点については、加点点ごと3点満点で、0~3点の4段階により評価

注1)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う
注2)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…6点 で評価を行う

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が、「表1 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」を満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は合格とし、基礎点（47点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して次表審査基準により0点から3点までを付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点153点）

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「表1 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされた項目を、すべて満たしていること。

イ 得点配分

技術点に関し、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を99点、実施体制、実績を評価する項目の配分を101点とする。

表3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	47点
技術点（加点項目：加点）	153点
価格点	100点

ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）についてすべて満たす場合は47点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし失格とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

なお、総合評価点は、数値の最も高い者が明らかになる位まで算出する。

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2)エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

7 内水面漁業生産統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

内水面漁業生産統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙1）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

農林水産省は、調査客体からの調査票の受理等に使用するためのオンライン調査システム（1(6)ウ参照。）へのアクセス権を民間事業者に付与する。

なお、本業務実施のための政府統計共同利用システム使用に係る費用については、無

償（但し、通信費用、電気料等は利用者負担）とする。

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 2(3)で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の(ア)から(カ)について、農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

(ア) 調査拒否等報告（別紙10）

（随時報告）

(イ) 問い合わせ・苦情等対応状況（別紙11）

（年1回：調査年の翌年3月25日までに報告）

(ロ) 調査票回収・督促状況（別紙12）

（年1回：調査年の翌年3月25日までに報告）

(ハ) 疑義照会状況（別紙13）

（年2回：調査年の翌年3月25日（概数）、調査年の翌年8月25日（確定値）までに報告）

(ニ) 勤務体制（年1回：調査年の翌年8月25日）

a 業務担当者の配置実績及び勤務体制表

b 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告

c 勤務体制については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を報告

d 督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告

(ホ) 事業報告書

平成23年調査：平成24年8月25日

平成24年調査：平成25年8月25日

平成25年調査：平成26年8月25日

イ 農林水産省は、民間事業者から受けた報告(1)アについて取りまとめの上、調査年の翌年の11月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする（11(5)により実施状況等を提出する平成24年調査を除く。）。

(2) 調査について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のアからイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第

1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等（適宜）

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認（適宜）

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対して、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、上記にかかわらず、農林水産省は、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない（ただし、2(1)エ(3)の調査客体への謝礼を除く。）。

エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課」や「内水面漁業生産統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自ら行う業務が内水面漁業生産統計調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を的確に履行するため、再委託先の事業者に対し上記「(4) 秘密の保持」及び本項「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 上記(イ)から(エ)までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合には、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責め

に帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

コ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(ア) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき

(イ) 暴力団員を業務の統括者又は従業員としていることが明らかになったとき

(ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

なお、本規定により農林水産省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

10 契約により民間事業者が負うべき責任

(1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(1)カ 納入物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

11 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、内閣総理大臣が評価（平成25年12月を予定）を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、平成24年及び平成25年の各年8月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は、9(1)の報告等を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

ア 9(1)ア(ア)から(オ)までに掲げる項目

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの照会対応等の件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費（調査客体への謝礼支給等が完了した時点）

- (4) 農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況の提出

農林水産省は、本事業の実施状況等について、(1)の評価を行うために平成25年11月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

12 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法

令を遵守するものとする。

特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

- (3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ア 法第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の答弁をした者。
 - イ 正当な理由なく、法第27条第1項の規定による指示に違反した者。
- (5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。
- (6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告
農林水産省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、毎年業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。
- (7) 農林水産省の監督体制
 - ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
 - イ 本業務の実施状況に係る監督は、9(2)により行うこととする。
- (8) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会
農林水産省は、民間競争入札実施要項の策定及び業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者3名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

別 紙 一 覧 表

- 別紙 1 従来の実施状況に関する情報の開示
- 別紙 2 農林水産省の組織図
- 別紙 3 - 1 内水面漁業生産統計調査都道府県別調査客体数及び調査員数
- 別紙 3 - 2 (参考) 過去の調査方法別調査客体数
- 別紙 4 内水面漁業生産統計調査の流れ図 (平成 23~25 年の実施方法)
- 別紙 5 内水面漁業生産統計調査 審査事項一覧表
- 別紙 6 調査客体配付用品一覧
- 別紙 7 - 1 内水面漁業生産統計調査 内水面漁業協同組合等名簿
- 別紙 7 - 2 内水面漁業生産統計調査 内水面養殖業経営体名簿
- 別紙 7 - 3 内水面漁業生産統計調査 3 湖沼調査対象名簿
- 別紙 8 内水面漁業生産統計調査にご協力いただいている皆様へ
- 別紙 9 内水面漁業生産統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業
及び調査客体からの回答データ取得作業の手順
- 別紙 10 内水面漁業生産統計調査 調査拒否等報告
- 別紙 11 内水面漁業生産統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況
- 別紙 12 内水面漁業生産統計調査 調査票回収・督促状況
- 別紙 13 内水面漁業生産統計調査 疑義照会状況
- 別紙 14 内水面漁業生産統計調査 内水面漁業・養殖業生産量に関する情報
- 別紙 15 内水面漁業生産統計調査の流れ図 (平成 21・22 年の実施方法)
- 別紙 16 民間競争入札実施事業内水面漁業生産統計調査の実施状況について
(平成 21 年調査分)

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成20年度	平成21年度	平成22・23年度
(農林水産省)				
人件費	常勤職員	77,666	88,500	-
	非常勤職員	7,062	6,469	-
物件費		7,339	6,787	-
委託費	調査協力謝金	7	12	-
	民間事業者委託費	-	-	195,300
計 (a)		92,074	101,768	195,300
参考 値 (b)	減価償却費	559	731	-
	退職給付費用	18,553	16,452	-
	間接部門費	388	442	-
(a) + (b)		111,574	119,393	195,300
(注記事項)				
<p>1. 業務の実施期間は、1月から12月までの1年間。 業務に要した経費は、20年度及び21年度は1月から12月までの1年間の経費を、22・23年度は民間競争入札により実施した2年間の委託費の合計額を計上している。</p>				
<p>2. 各費目の内容及び算出方法は以下のとおり。</p>				
<p>人件費（常勤職員） 人件費の内訳は、基本給、諸手当、社会保険料等である。</p>				
<p>(1) 統計・情報センター分（3湖沼を管轄する統計・情報センターを除く） 全国の統計・情報センターを客体数により、大・中・小の3階層に分け、各階層から統計・情報センター5か所を無作為に選定。 各統計・情報センターの人員費を合計した値を、選定した統計・情報センター5か所の客体数で除し、階層ごとに1客体当たりの人員費を算出。 各階層に属する全国の統計・情報センターの客体数に1客体当たりの人員費を乗じ、階層別の人員費を推計。さらに、人員費を合計し、本調査における全国（3湖沼を管轄する統計・情報センターを除く）の人員費を算出。</p>				
<p>(2) 農政事務所等分（3湖沼を管轄する農政事務所を除く） 全国の農政事務所（局含む。）から5か所を無作為に選定。 各農政事務所の人員費を合計した値を、選定した農政事務所の客体数で除し、1客体当たりの人員費を算出。 全国の客体数に1客体当たりの人員費を乗じ、本調査における全国（3湖沼を管轄する農政事務所を除く）の人員費を算出。</p>				
<p>(3) 3湖沼を管轄するセンター及び農政事務所 3湖沼を管轄する全ての統計・情報センター及び農政事務所を調査し算出。 上記(1)、(2)及び(3)で算出した人員費を合計し、当該調査の常勤職員の人員費を算出。</p>				
<p>人件費（非常勤職員） 当該調査の統計調査員手当の実績額から計上。</p>				
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年及び21年の非常勤職員は、調査客体の受持数によって支払われる手当額が変動する。 具体的には、次のとおり手当額を支払うこととしている。 				
<p>固定額（調査の準備等に対する報酬）+ 変動額（1客体当たり単価×受持客体数）</p>				

手当単価

(1) 内水面漁業・養殖業調査員

(平成20年度)

1人当たり固定額：1,300円、変動額（1調査区当たり単価）：6,900円

全国の内水面漁業・養殖業調査員数：約463人

調査員調査対象客体数：約769調査区

・固定額：1,300円×463人＝601,900円

・変動額：6,900円×769調査区＝5,304,000円

(平成21年度)

1人当たり固定額：1,320円、変動額（1調査区当たり単価）：6,980円

全国の内水面漁業・養殖業調査員数：約497人

調査員調査対象客体数：約730調査区

・固定額：1,320円×497人＝656,040円

・変動額：6,980円×730調査区＝4,983,720円

(2) 3湖沼漁業・養殖業調査員

(平成20年度)

1人当たり固定額：1,300円、変動額（1調査区当たり単価）：7,800円

全国の3湖沼漁業・養殖業調査員数：約103人

調査員調査対象客体数：約131調査区

・固定額：1,320円×103人＝133,900円

・変動額：7,890円×131調査区＝1,021,800円

(平成21年度)

1人当たり固定額：1,320円、変動額（1調査区当たり単価）：7,890円

全国の3湖沼漁業・養殖業調査員数：約90人

調査員調査対象客体数：約90調査区

・固定額：1,320円×90人＝118,800円

・変動額：7,890円×90調査区＝710,100円

注：調査区とは、調査客体名簿に基づき、内水面漁業協同組合又は市町村の地域ごとに設定した区域。

変動額における単価（1調査区当たりの単価）は、調査区内の調査客体数に応じて増減する場合がある。

物件費

印刷製本費（調査票等関係書類）、通信運搬費（郵送料）、備品費、消耗品費、被服費、光熱費、通信費（電話料）、借料（パソコン等）、保守料、非常勤職員旅費を計上。（調査に直接利用する費目のみ計上。（自動車関係費を費目から除く。））

- ・ 印刷製本費及び非常勤職員旅費を除く物件費については、本業務に要した経費の特定が困難なため農林水産省統計部における各経費を積み上げた額を同部所管の全調査の客体数（延べ）で除して1客体当たりの物件費を計算した後、これに本業務の客体数を乗じて本調査に係る経費として計上している。
- ・ 印刷製本費（調査票等関係書類）は、平成20年度：295,000円、平成21年度：295,000円として計上している。
- ・ 非常勤職員旅費については、平成20年度：92,000円（平成21年度はなし）として計上している。なお、調査員の旅費は調査員が調査活動において一定距離以上の移動を伴った場合に支払うこととしており、計上額は実績額である。

委託費

20、21年度については、調査協力謝金を計上した。22・23年度は民間委託した契約額（21・22年調査分）を計上した。

なお、契約額には、調査協力謝金を含む。

（参考）

平成22年度（21年調査分）の謝金支払は163,300円である。

減価償却費（建物）

- ・ 定額法により算出
- ・ 建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している職員の人員により按分し算出した。

退職給付費用

退職給付金単価に当該調査の常勤職員の人員を乗じて算出した。

間接部門費

間接部門費の人件費、物件費、退職給付費用の総額を農林水産省統計部組織定員数で除し、当該調査に係る人員を乗じて算出。（調査客体数による按分から人員数による按分に変更）

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)	
	平成20年度	平成21年度	平成22・23年度
常勤職員	14.581	16.389	-
非常勤職員	566	587	-
<p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <p>統計調査に関する知識、情報処理(パソコン操作)に関する知識、調査対象、業界に関する予備知識が必要。</p> <p>内水面漁業生産統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。</p>			
<p>(業務の繁閑の状況とその対応)</p> <p>12月～2月にかけて、調査関係書類の配付、調査票の回収、調査客体からの照会対応、調査票の審査、未提出客体への督促等、業務の繁忙期にあたる。</p> <p>月毎の人員配置について 常勤職員においては、毎月の配置配置状況は変わらない。</p>			
<p>(注記事項)</p> <p>1. 常勤職員(平成20年、21年度調査)は、委託対象の業務に年度を通じて直接従事した人数を記載。 非常勤職員(平成20年、21年度調査)は、統計調査員手当の実績額から延べ人数を算出。</p> <p>2. 他の業務を兼務している常勤職員については、当該業務に携わる比率を考慮して算定。</p> <p>3. 具体的には、業務に従事した日(時間)数を年間の営業日(時間)数で除し、人員を算出。</p> <p>4. 人員については、全国の農政事務所等及び統計・情報センターの数値を集計したものである。</p> <p>5. 平成22年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ705人日である。 実査準備(調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・確定、調査員の確保・指導) 70人日、実査(調査関係用品の配付、調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応、調査票の回収・督促) 38人日、審査(調査票の審査、調査客体への疑義照会) 512人日、集計、統計表の作成 80人日、調査客体への謝礼支給 5人日。 なお、上記以外に、再委託先が2人、都道府県ごとの担当者が95人、調査員が170人に対応。</p>			

3 従来の実施に要した施設及び設備

(1) 平成20年度～21年度

- 設備
電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、サーバ、LAN、書庫、机・
いす等

(注記事項)

1. 設備について、代表例として示している。
2. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。基本的には、パソコンは一人一
台体制だが、電話、FAX、コピー機、プリンタは複数名で一台となる。
3. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する
必要がある。

(2) 平成22年度

【民間事業者】

- 設備
電話4台、FAX2台、コピー機2台、パソコン6台、プリンタ2台、シュ
レッダー1台、書庫、机・いす
- 施設
会社事務室一角

(注記事項)

1. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。
2. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する
必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
内水面漁業漁獲統計調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%
内水面養殖業収獲統計調査	100%	100%	100%	100%	100%	99.7%
3湖沼漁業生産統計調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(注記事項)

1 回収率の算定根拠

回収率は、以下により算出したものである。

なお、調査客体数は調査不適合等により除外した客体はない。

①平成20年度

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率100%)

調査対象数:(672)漁協等、回収数:(672)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率100%)

調査対象数:(1,987)養殖業経営体、回収数:(1,987)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)

調査対象数:(133)水揚機関等、回収数:(133)水揚機関等

②平成21年度

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率100%)

調査対象数:(1,213)漁協等、回収数:(1,213)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率100%)

調査対象数:(1,954)養殖業経営体、回収数:(1,954)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)

調査対象数:(133)水揚機関等、回収数:(133)水揚機関等

③平成22年度

○内水面漁業漁獲統計調査(回収率100%)

調査対象数:(727)漁協等、回収数:(727)漁協等

○内水面養殖業収獲統計調査(回収率99.7%)

調査対象数:(1,844)養殖業経営体、回収数:(1,839)養殖業経営体

○3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)

調査対象数:(128)水揚機関等、回収数:(128)水揚機関等

注:平成20年度は平成19年調査、平成21年度は平成20年調査、平成22年度は平成21年調査について記述している。

なお、内水面漁業漁獲統計調査は、漁業権等が設定されているすべての河川及び湖沼(琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。)を調査範囲として、平成19年及び21年調査はそのうちの主要河川及び湖沼、20年調査はすべての河川及び湖沼にて調査を実施している。

また、3湖沼漁業生産統計調査は、調査客体の漁獲量・収獲量等について、水揚機関でまとめて把握できる場合は水揚機関でまとめて把握しており、把握可能な水揚機関等に調査票を配付・回収している客体数である。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

別紙15及び16参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- 民間事業者との連絡を密にし、打ち合わせや電話連絡により情報交換や意見交換を行い、調査の実施における具体的な問題点等を把握し改善を図ることにより、よりよい統計になるよう努めている。
- 調査客体からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査客体に調査拒否された場合、民間事業者へ再度適切な指導を行っている。しかしながら、数度の依頼でも協力が得られない場合は、地方統計組織から調査客体に直接協力依頼するなど、すべての調査客体から調査協力を得られるよう努めている。

(注記事項)

1 調査協力依頼の方法と実績

21年調査においては、調査員等による訪問又は電話により全調査客体に対して調査の協力依頼を行った。

なお、民間事業者による数度の協力依頼のほか、地方統計組織からも直接協力依頼を行ったものの、信頼関係のあった調査員が変更となったこと等を理由に協力を得ることができなかった客体が、内水面養殖業収獲統計調査において5客体あった。

	調査員等による訪問	電話
計	1,015	1,684
漁獲調査	57	670
養殖調査	913	931
3湖沼調査	45	83

2 調査方法と実績

21年調査においては、調査員、郵送、オンライン又はFAXの中から調査客体が希望する方法により行った。

	調査員	郵送	オンライン	FAX
計	1,022	1,446	-	226
漁獲調査	57	518	-	152
養殖調査	908	857	-	74
3湖沼調査	57	71	-	-

3 調査客体からの照会件数と主な内容

21年調査における調査客体からの照会件数は以下のとおり。

	1月	2月	3月	計
合計件数	5	46	2	53
漁獲調査	1	17	-	18
養殖調査	4	16	2	22
3湖沼調査	-	13	-	13

○照会の主な内容

- ・調査方法等：民間の調査員には教えたくない
- ・調査票内容：外来魚の記入箇所について
- ・苦情等：調査客体の名前が間違っている
- ・その他：調査票の送付先について

4 調査客体への疑義照会件数と主な内容

21年調査における調査客体への疑義照会件数は以下のとおり。

	1月	2月	3月	4月	6月	7月	8月	計
	概数取りまとめ時				確定値取りまとめ時			
合計件数	4	143	22	134	91	889	116	1,399
漁獲調査	3	73	9	56	25	195	51	412
養殖調査	1	70	13	65	66	551	62	828
3湖沼調査	-	-	-	13	-	143	3	159

○照会の主な内容

- ・遊漁者(レクリエーション目的)による採捕量ではないか
- ・新たに稚魚の販売を始めたのか
- ・単位間違いではないか

5 督促の方法と実績

21年調査においては、指定した期日までに調査票を回収できなかつた調査客体に対して電話により督促を行った。

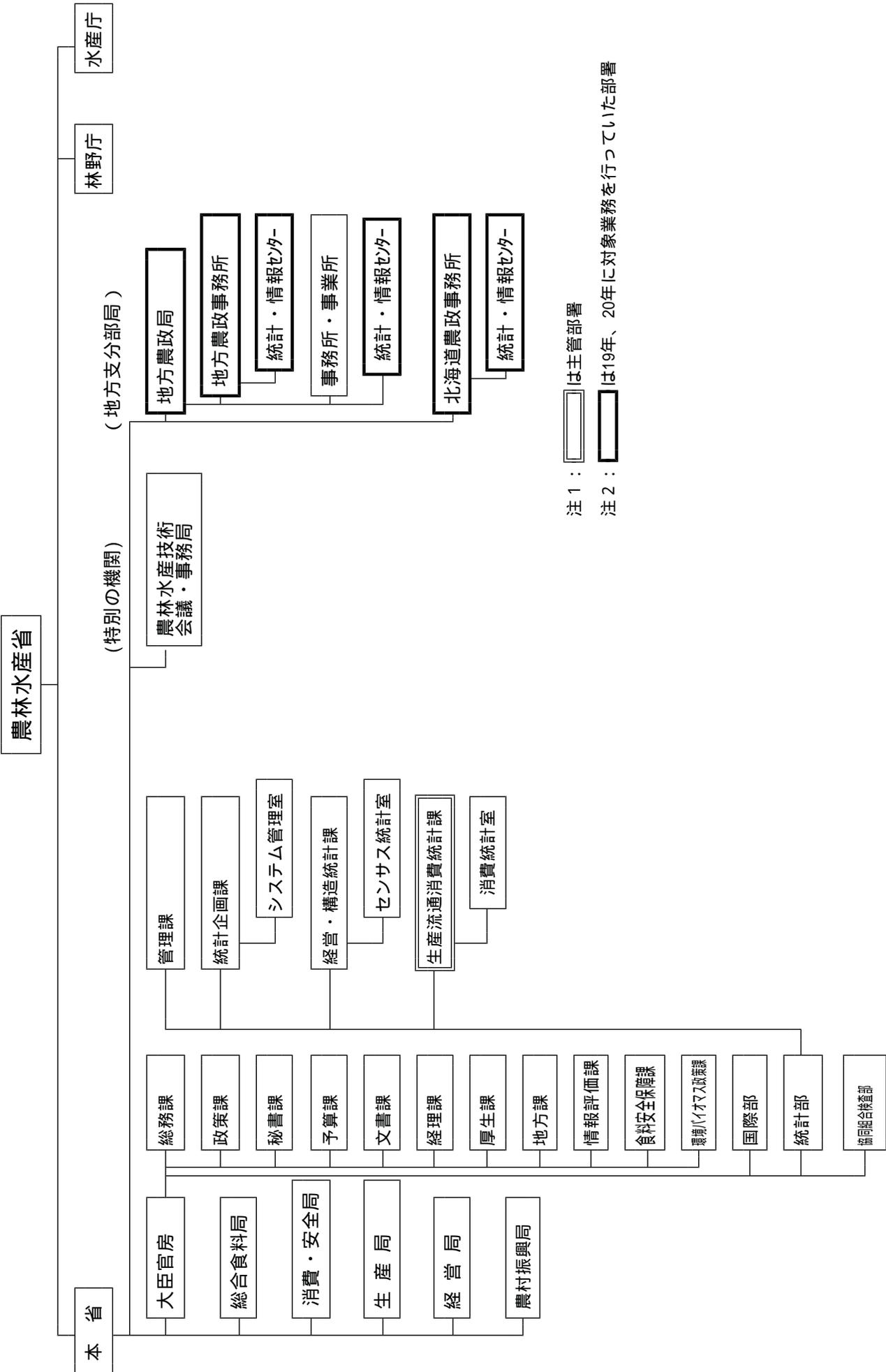
	督促した客体数	督促延べ回数	督促回収率
計	220	336	100%
漁獲調査	26	37	100%
養殖調査	173	260	100%
3湖沼調査	21	39	100%

6 調査客体への謝金支払と実績

21年調査における調査客体に支払う謝金については、3湖沼漁業生産統計調査のうち往復郵送調査により調査を実施した客体に対して、口座振込により支給している。

謝金の支給金額は、71客体に対して2,300円、総額約16万円(謝礼支払いに掛かる振り込み手数料や人件費等は含まない。)を支払った。

農林水産省の組織図 (平成23年4月現在)



内水面漁業生産統計調査 都道府県別調査客体数及び調査員数

内水面漁業漁獲統計調査は、漁業権の設定等が行われているすべての河川・湖沼を調査範囲とし、5年周期ですべての河川・湖沼、中間年はそのうちの主要河川・湖沼を対象に調査を実施している。

平成23～24年は中間年の年に当たり、直近で主要河川・湖沼を対象に調査を実施した22年調査の下表「E」欄と同数程度が調査客体数となる。

平成25年は5年周期の年に当たり、直近ですべての河川・湖沼を対象に調査を実施した20年の調査客体数から試算した下表「F」欄と同数程度が調査客体数となる。

※調査客体である漁協や養殖業者の統合、新規・休廃業により、調査客体数には変動があり得る。

		内水面漁業生産統計調査								
		内水面漁業 漁獲統計調査		内水面養殖業 収獲統計調査	3湖沼漁業 生産統計調査	調査客体数 計		調査員数		
		(平成22年)	(平成20年)	(平成22年)	(平成22年)	(平成22年)	(参考)	(平成22年)	(平成20年)	
		主要河川・湖沼 を調査 (3湖沼を除く)	すべての河川・ 湖沼を調査 (3湖沼を除く)	ます類、あゆ、こい 及びうなぎを調査 (3湖沼を除く)	琵琶湖、霞ヶ浦 及び北浦を調査	内水面漁業 漁獲統計調 査がAの時	内水面漁業 漁獲統計調 査がBの時	内水面漁業 漁獲統計調 査がAの時	内水面漁業 漁獲統計調 査がBの時	
		A	B	C	D	E =(A+C+D)	F =(B+C+D)	民間事業者 実査	国 実査	
全	国	計	723	1,213	1,793	126	2,642	3,132	174	582
東	北	北海道	45	122	47	-	92	169	-	11
		宮城	19	32	31	-	50	63	2	8
		青森	24	65	20	-	44	85	3	5
		岩手	54	75	58	-	112	133	7	16
		秋田	14	29	38	-	52	67	5	8
		山形	36	46	68	-	104	114	11	24
		福島	45	56	44	-	89	100	6	18
		埼玉	11	13	12	-	23	25	2	10
		茨城	20	25	18	75	113	118	6	62
		栃木	22	24	44	-	66	68	1	1
東	関	群馬	43	18	46	-	89	64	5	5
		千葉	15	25	7	-	22	32	1	17
		東京	27	17	27	-	54	44	2	7
		神奈川	8	11	15	-	23	26	8	12
		山梨	10	18	41	-	51	59	1	5
		長野	25	33	124	-	149	157	12	24
		静岡	8	29	125	-	133	154	7	2
		石川	11	27	14	-	25	41	1	3
		新潟	17	35	42	-	59	77	1	58
		富山	7	18	19	-	26	37	2	12
東	海	福井	7	19	12	-	19	31	1	10
		愛知	18	20	162	-	180	182	8	10
		岐阜	35	36	111	-	146	147	8	-
		三重	27	40	26	-	53	66	4	17
		京都	12	17	12	-	24	29	1	12
		滋賀	2	22	36	51	89	109	7	41
		大阪	3	6	-	-	3	6	-	-
		兵庫	2	21	16	-	18	37	2	2
		奈良	21	22	15	-	36	37	1	-
		和歌山	7	15	20	-	27	35	2	3
中	国	岡山	13	19	28	-	41	47	2	10
		鳥取	3	5	10	-	13	15	1	2
		島根	5	10	14	-	19	24	3	10
		広島	16	22	27	-	43	49	1	7
		山口	4	15	13	-	17	28	1	1
		徳島	25	33	72	-	97	105	10	37
		香川	-	1	20	-	20	21	3	6
		愛媛	5	15	25	-	30	40	3	12
		高知	9	22	42	-	51	64	8	21
		熊本	6	18	49	-	55	67	2	3
九	州	福岡	12	19	39	-	51	58	5	19
		佐賀	5	16	5	-	10	21	1	7
		長崎	-	2	4	-	4	6	1	2
		大分	6	10	36	-	42	46	5	11
		宮崎	18	52	87	-	105	139	3	22
		鹿児島	1	18	70	-	71	88	6	7
		沖縄	-	-	2	-	2	2	2	2

(参考) 過去の調査方法別調査客体数

平成19年調査

	調査客体数	調査員	郵送
計	2,792	1,402	1,390
漁獲調査	672	386	286
養殖調査	1,987	914	1,073
3湖沼調査	133	102	31

平成20年調査

	調査客体数	調査員	郵送
計	3,300	1,567	1,733
漁獲調査	1,213	604	609
養殖調査	1,954	872	1,082
3湖沼調査	133	91	42

平成21年調査

	調査客体数	調査員	郵送	オンライン	FAX
計	2,694	1,022	1,446	-	226
漁獲調査	727	57	518	-	152
養殖調査	1,839	908	857	-	74
3湖沼調査	128	57	71	-	-

平成19年、20年調査は国により調査員又は郵送、平成21年は民間事業者により調査員、郵送、オンライン、FAXのうち、調査客体が選択した方法で調査を実施した。

内水面漁業生産統計調査

審査事項一覧表

農林水産省

目 次

- 1 調査票の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 調査票の集計及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表の審査・・・・・・・・ 2
- 3 「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」の審査・・・・・・・・・・ 3
（参考）調査用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（参考）調査事項の分類表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1 調査票の審査

項番	審査事項	対処方法
1	指標部に、誤りがないか確認する。	内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿及び3湖沼調査対象名簿の各コードと確認する。
2	漁獲量、収獲量等のデータについて、誤りがないか審査する。	<p>備考欄の増減理由の情報、前年調査結果及び情報収集で得た調査客体の施設規模等や内水面動向の情報を基に、次に掲げる事項を中心に比較、検討を行い、審査する。疑義が生じた場合は、調査客体へ確認を行い、修正が生じたら調査票へ修正データを記入する。</p> <p>①データの記入に誤りがないか。 ②記入欄の欄違いがないか。 ③調査単位（kg等）の単位違いがないか（単位未満は四捨五入する。）。 ④記入漏れがないか。 ⑤漁獲量、収獲量等が無い場合、空欄となっているか（「0（ゼロ）」とは記入しない。）。</p> <p>また、調査ごと次の事項についても、調査実施時に丁寧に記入の説明を行う等により、適切にデータが記入されているか、審査する。</p> <p>【内水面漁業漁獲統計調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然産種苗採捕量は、該当魚種の漁獲量の内数となっているか。 ・レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は含めないことから、含まれていないか。なお、遊漁者においても販売を目的として採捕した数量（自家消費を含む。）は漁獲量に含まれることから、含まれているか。（P4の「3 漁獲量」を参照の上、審査する。） <p>（P4の「3 漁獲量」を参照の上、審査する。）</p> <p>【内水面養殖業収獲統計調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観賞魚、蓄養されたもの等は含めないことから、含まれていないか。（P5の「5 内水面養殖業経営体」を参照の上、審査する。） <p>【3湖沼漁業生産統計調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲量に、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は含めないことから、含まれていないか。なお、遊漁者においても販売を目的として採捕した数量（自家消費を含む。）は漁獲量に含まれることから、含まれているか。（P4の「3 漁獲量」を参照の上、審査する。） ・養殖収獲量に、観賞魚、蓄養されたもの等は含めないことから、含まれていないか。（P5の「5 内水面養殖業経営体」を参照の上、審査する。）
3	備考欄に、増減理由の情報が記入されているか確認する。	備考欄に、増減理由の情報が必要ない場合は、調査客体へ確認を行い、備考欄に記入する。

2 調査票の集計及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表の審査

項番	審査事項	対処方法
1	<p>審査済み調査票のデータが正しく電子化されているか確認する。</p>	<p>全ての審査済み調査票のデータが電子化されたか、電子化されたデータに入力ミスや桁ズレ等の誤りがないか、確認する。 また、集計プログラムを用い、調査客体ごとの検討表により前年値との比較、検討を行い、特に、以下の【チェック条件】によりチェック印が付いたデータについて十分に比較、検討を行う。 その際、調査票の備考欄に記入された増減理由等の情報の動向と一致しているか、確認を行う。 なお、疑義が生じた場合は、調査票の審査に戻り、必要に応じて、調査客体へ確認を行う。</p> <div data-bbox="598 246 949 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【チェック条件】 集計プログラムの検討表出力の際、以下の条件に当てはまる場合に、「*1」～「*5」のチェック印が付きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「*1」 前年比が80%未満の場合 「*2」 前年比が120%以上の場合 「*3」 前年値が「0」でないのに当年値が「0」である 「*4」 前年値が「0」なのに当年値が「0」でない 「*5」 前年差が±100 t 以上ある </div>
2	<p>全国、都道府県別、河川湖沼別の結果表のデータについて、正しく集計されているか、漁獲量等の動向と一致した結果となっているか審査する。</p>	<p>集計プログラムを用い、全国、都道府県別、河川湖沼別ごとの検討表により前年値との比較、検討を行い、特に、上記の【チェック条件】によりチェック印が付いたデータについて十分に比較、検討を行う。 その際、調査票の備考欄に記入された増減理由等の情報の動向と一致しているか、確認を行う。 なお、疑義が生じた場合は、調査票の審査に戻り、必要に応じて、調査客体へ確認を行う。</p>
3	<p>全国、都道府県別、河川湖沼別の結果表のデータについて、調査客体の数が3未満の場合、正しく秘匿措置（「X」記号に変換）が講じられているか審査する。</p>	<p>各調査対象名簿及び調査票を基に、結果表のデータが調査客体数3未満であるかどうか確認し、3未満の場合は秘匿措置（「X」記号に変換）を講じる。</p>

3 「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」の審査

項番	審査事項	対応方法
1	「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」を、都道府県別に的確に作成されているか審査する。	調査票の備考欄に記入された漁業生産量の増減理由等の情報を整理し、都道府県別、河川湖沼別の検討表と比較しながら、都道府県別に「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」を作成する。

(参考) 調査用語の説明

- 1 内水面漁業
内水面漁業とは、内水面（河川及び湖沼（サロマ湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を除く。）をいう。）において、利潤又は生活の資を得るために、生産物の販売を目的として水産動植物を採捕する事業をいいます。
- 2 内水面漁業経営体
内水面漁業経営体とは、内水面漁業を営む世帯又は事業所をいいます。
- 3 漁獲量
漁獲量とは、利潤又は生活の資を得るために、生産物の販売を目的として内水面漁業により採捕された水産動植物の採捕時の原形重量をいいます。
なお、漁獲量計上の約束事項は以下のとおりです。
(1) 漁獲量及び天然産種苗採捕量の計上場所
原則として、漁業経営体が採捕を行った河川・湖沼に計上します。
河川・湖沼が県境となっている場合は、実際に採捕を行った地点が自県側・他県側を問わずに採捕した組合員又は入漁者の所属する組合が所属する県に計上します。
(2) 内水面における漁獲量は、当該内水面で漁業経営体が生産物の販売を目的として漁獲した数量（自家消費を含む。）とします。
(3) 漁獲量は、魚種別に採捕時の原形重量により計上します。
なお、レクリエーションを主な目的とした遊漁者の採捕量は漁獲量に含まれません。ただし、遊漁者においても販売を目的として採捕した数量（自家消費を含む。）は漁獲量に含まれる。
また、投棄した数量及び農家等が肥料用に採捕した藻類等の数量は、販売しない限り漁獲量には含めません。

漁獲量の計上範囲（「」は漁獲量へ計上する。「×」は漁獲量へ計上しない。）

	販売目的		レクリエーション目的		肥料用		投棄
	販売	自家消費	自家消費以外	自家消費	販売	自家仕向	
漁協組合員			×	×		×	×
遊漁者			×	×		×	×
漁業経営体			×	×		×	×

4 内水面養殖業

内水面養殖業とは、一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動物（種苗を含む。）を集約的に育成収穫する事業をいいます。

5 内水面養殖業経営体

内水面養殖業経営体とは、養殖業を営む世帯又は事業所であって、養殖業を管理運営するための責任者が存在し養殖作業に伴う資材、餌料の購入並びに収穫物と種苗の販売を行い、これらの経済活動が行われているものをいいます。

ただし、種苗養殖業については、内水面養殖業調査票に規定する種苗養殖業についてのみに行います。また、次に掲げるものについては、内水面養殖業に含めません。

- (1) 蓄養漁業又は養殖業によって生産された水産動物類をいけす等に収容し、肥育を目的とせず価格維持又は収穫時あるいは購入時との価格差によって収益をあげることが目的に、一定期間水産動物類を飼って生存させておく事業。
- (2) 増殖天然における水産動物類の繁殖助長若しくは繁殖保護又はその資源の増大を目的として行う事業。
- (3) 釣り堀等のサービス業
料金を徴集して水産動物類の釣り等を行わせるサービス業。
ただし、自ら養殖した水産動物類をサービス業に供している場合は、サービス業に供する以前の事業は、内水面養殖業に含めません。
- (4) 水田養魚
水田（はす田、せり田等を含む。）又は稲を植える前、若しくは刈り取った後の空田を利用して養魚を行う事業。
ただし、かつて水田であっても当該調査年に全く稲田等として利用しないで、もっぱら養殖池として利用したものは、内水面養殖業に含めません。
- (5) 観賞魚
錦ごい、その他の観賞魚の育成を行う事業。
- (6) 内水面においてかん水を用いる養殖業内水面においてかん水（海水等の塩分を含んだ水をいう。）を用いる養殖業。
ただし、あゆの種苗をかん水を用いて生産し販売を行った場合は、内水面養殖業収穫統計調査の対象とし種苗販売量に含めません。
- (7) 官公庁、学校、試験研究機関
官公庁、学校又は試験研究機関が本来の目的である試験研究のために行う調査対象魚種の養殖。
ただし、調査対象魚種の販売を行った場合は、内水面養殖業収穫統計調査の対象とします。

6 収穫量

収穫量とは、内水面養殖業により収穫した水産動植物の数量をいいます。
収穫量には養殖業経営体が食用を目的として内水面養殖業により収穫した収穫物の数量を記入し、自家用（食用）を含みます。

収穫量は、収穫時の原形重量により計上し、種苗販売量は収穫量には含めません。
収穫量は、養殖業経営体の所在地に計上します。

7 種苗販売量

種苗販売量には、増殖用（放流を含む。）又は養殖用の種苗生産（中間育成を除く。）を目的として、内水面漁業により採取あるいは養殖された卵又は稚魚のうち販売された数量を記入します。
なお、内水面においてかん水（海水等の塩分を含んだ水をいう。）を用いる養殖業は、調査対象としませんが、あゆの種苗をかん水を用いて生産し販売を行った場合は、内水面養殖業調査の対象として、種苗販売量に含めます。

8 水揚機関

水揚機関とは、生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者、生産物の陸揚地に所在する内水面漁業協同組合、会社等の事業所で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受ける者をいいます（魚市場、内水面漁業協同組合の荷捌き所のほか、漁業会社、冷凍・冷蔵工場、水産加工場等の事業所、漁業者から直接生産物を集荷する問屋を含む。）。

(参考) 調査事項の分類表

1 内水面漁業漁獲統計調査内水面漁業魚種分類

魚種	該当する魚種名等
さけ類	しろざけ(「ときしらさぎ」、「あきざけ」と称する地方もある。)、ぎんざけ、ますのすけ等
からふとます	からふとます(「せっぱります」と称する地方もある。)
さくらます	さくらます(「ます」、「ほんます」、「まます」と称する地方もある。)
その他のさけ・ます類	ひめます(べにざけの陸封性)、にじます、プラウトトラウト、やまめ(さくらますの陸封性、「やまべ」と称する地方もある。)、いわな、おしよこま、ごぎ、かわます、えぞいわな、ひわます(あまご)、いわめ、いとう等
わかざ	わかざ
あゆ	あゆ
しらうお	しらうお
こい	こい
ふな	ふな(きんぶな、ぎんぶな、げんごろうぶな、かわちぶな等)
うぐい・おいかわ	うぐい、まるた、おいかわ(「やまべ」、「はや」、「はえ」と称する地方もある。)
うなぎ	うなぎ
はなざ	まはな、ひめはな、うろはな、ちちぶはな、じゃこはな、あじろはな、ごくらくはな、どんこ、かわあなご、いざさ、しろうお、よしのほり、びりんご、ちちぶ、うきごり等
その他の魚類	上記以外の魚類(どじょう、ふくどじょう、あじめどじょう、しまどじょう、ぼら、めなど、かじか、なます、もろこ、にごい、ししゃも、らいぎよ、そうぎよ等)
しじみ	やまとしじみ、ましじみ、せたしじみ等
その他の貝類	しじみ以外の貝類
えび	すじえび、てながえび、ぬかえび等(ざりがにを除く。)
その他の水産動物類	上記以外の水産動物類(さざあみ、やつめうなぎ、かに、藻類等)

2 内水面養殖業収獲統計調査内水面養殖業魚種分類

魚種	該当する魚種名等
にじます	にじます、プラウトトラウト、ドナルドソン
その他のます類	やまめ、あまご、いわな等
あゆ	あゆ
こい	こい
うなぎ	うなぎ

3 3 湖沼漁業生産統計調査 3 湖沼漁業魚種分類

(1) 琵琶湖の魚種分類

魚 種	該 当 す る 魚 種 名 等
わ か さ ぎ	わかさぎ
ま す	ひわます
こ あ ゆ	こあゆ（ひうお（こあゆの稚魚）を含む。）
こ い	こい
ふ に ご ろ ぶ な	にごろぶな
な そ の 他	にごろぶな以外のふな
う ぐ い ・ お い か わ	うぐい・おいかわ
う な ぎ	うなぎ
は い さ ざ	いさざ（はぜ類）
そ の 他	いさざ以外のはぜ類
も ろ も ろ こ	もろこ（ほんもろこ）
そ の 他	もろこ（ほんもろこ）以外のもろこ類 （すでもろこ、でめもろこ等を含む。）
は す	はす
そ の 他 の 魚 類	前記以外のいずれにも分類されない魚類
し じ み	せたしじみ
そ の 他 の 貝 類	前記以外のいずれにも分類されない貝類
え び 類	すじえび、てながえび
そ の 他 の 水 産 動 物 類	えび類以外の水産動物類

(2) 霞ヶ浦及び北浦の魚種分類

魚 種	該 当 す る 魚 種 名 等
わ か さ ぎ	わかさぎ
し ら う お	しらうお
こ い	こい
ふ な	ふな
う な ぎ	うなぎ
は ぜ 類	まはぜ、ひめはぜ
ぼ ら 類	ぼら、めなだ
そ の 他 の 魚 類	前記のいずれにも分類されない魚類（たなご類、 さより、どじょう類、すずき、ひがい、れんぎよ、 そうぎよ、らいぎよ、ブラックバス等）
し じ み	やまとしじみ
そ の 他 の 貝 類	前記のいずれにも分類されない貝類 （からすがい（たんがい）、いけちようがい）
そ の 他 の 水 産 動 物 類	すじえび、てながえび
そ の 他 の 水 産 動 物 類	前記のいずれにも分類されないその他の水産動物類

4 3 湖沼漁業生産統計調査 3 湖沼漁業種類分類

(1) 琵琶湖

漁業種類名	定義	義
底びき網	小型動力船で底びき網又は貝けた網を使用して行う漁業（沖びき網、貝びき網等）	
敷網	四方形の敷網またはさで網を使用して魚を追い込む漁業（あゆをとることを目的として、さで網を使用し鵜竿等で威嚇して魚を追い込む漁業）	
刺網	刺網を使用して行う漁業（荒目小系網、細目小系網）	
定置網	第2種共同漁業権により定められた一定の場所に漁網を設置して、あるいは竹す又は網でえりを設置して行う漁業（落とし網、えり）及び河川を横断して杭を打ち竹すでやなを敷設して川をせき止めて魚をとる漁業（やな）	
採貝	手がき漁具を使用して貝を採る漁業	
かご類	竹で編んだ円筒形の巢かごや網で編んだもんどり及びたつべ（竹で編んだかご）を使用する漁業	
あゆ沖すくい	小型動力漁船で船首にすくい網を固定し、あゆをすくいとることを目的とする漁業	
投網	人力によって網を投げて魚をとる漁業	
その他の漁業	上記以外の漁業	

(2) 霞ヶ浦及び北浦

漁業種類名	定義	義
底びき網	底びき網を使用して行う漁業（わかさぎ・しらうおびき網、帆びき網、いさざごろびき網）	
刺網	刺網を使用して行う漁業	
定置網	漁具を定置して行う漁業	
採貝	貝類をとることを目的とする漁業	
その他の漁業	上記以外の漁業	

5 3 湖沼漁業生産統計調査3 湖沼養殖業魚種分類

魚種		該当する魚種名等
食用	にじます	にじます
	まさけす類・ その他のさけ・ます類	にじます以外のさけ・ます類
	あゆ	あゆ
	こい	こい
用	うなぎ	うなぎ
	その他	前記のいずれにも分類されない魚類
真珠		真珠（淡水産の真珠母貝により生産されるもの）
種苗	卵	ます類の卵
	ます類	ます類の稚魚
	稚魚	あゆの稚魚
	こい	こいの稚魚
その他の種苗		前記のいずれにも分類されない種苗

調査客体配付用品一覧

調査関係用品番号	関係用品・作成物	農林水産省からの貸与	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	調査客体への送付時期	積算内訳
内水面漁業漁獲統計調査・内水面養殖業収穫統計調査・3湖沼漁業生産統計調査共通						
1	調査への御協力のお願 (調査員回収調査用)	○	○	11	1月	(平成23、24年)440(漁獲調査客数)+830(養殖調査客数)+100(3湖沼調査客数) ×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,444 (平成25年)610(漁獲調査客数)+830(養殖調査客数)+100(3湖沼調査客数) ×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,622
2	調査への御協力のお願 (往復郵送調査用)	○	○	11	1月	(平成23、24年)310(漁獲調査客数)+1,020(養殖調査客数)+40(3湖沼調査客数) ×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,444 (平成25年)610(漁獲調査客数)+1,020(養殖調査客数)+40(3湖沼調査客数) ×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,754
3	送付用封筒(調査関係用品送付用)	×	○	×	1月	(平成23、24年)750(漁獲調査客数)+1,850(養殖調査客数)+140(3湖沼調査客数) ×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=2,882 (平成25年)1,220(漁獲調査客数)+1,850(養殖調査客数)+140(3湖沼調査客数) ×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=3,376
4	返信用封筒 (往復郵送調査用)	×	○	×	1月	(平成23、24年)310(漁獲調査客数)+1,020(養殖調査客数)+40(3湖沼調査客数) ×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,444 (平成25年)610(漁獲調査客数)+1,020(養殖調査客数)+40(3湖沼調査客数) ×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,754
5	オンライン調査への御協力のお願	○	○	11	1月	(平成23、24年)750(漁獲調査客数)+1,850(養殖調査客数)+140(3湖沼調査客数) ×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=2,882 (平成25年)1,220(漁獲調査客数)+1,850(養殖調査客数)+140(3湖沼調査客数) ×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=3,376
6	オンライン調査システム操作ガイド	○	○	11	随時	オンライン調査を選択した調査客体に配付
7	オンライン調査用ID・パスワード	×	×	×	随時	オンライン調査を選択した調査客体に配付
内水面漁業漁獲統計調査						
8	調査票の記入の仕方 (内水面漁業漁獲統計調査票)	○	○	11	1月	(平成23、24年)750(漁獲調査客数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=793 (平成25年)1,220(漁獲調査客数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,286
9	内水面漁業漁獲統計調査票	○	○	11	1月	(平成23、24年)750(漁獲調査客数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=793 (平成25年)1,220(漁獲調査客数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,286
内水面養殖業収穫統計調査						
10	調査票の記入の仕方 (内水面養殖業収穫統計調査票)	○	○	11	1月	1,850(養殖調査客数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,948
11	内水面養殖業収穫統計調査票	○	○	11	1月	1,850(養殖調査客数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1,948
3湖沼漁業生産統計調査						
12	調査票の記入の仕方 (3湖沼漁業生産統計調査票)	○	○	11	1月	140(3湖沼調査客数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=152
13	3湖沼漁業生産統計調査票	○	○	11	1月	140(3湖沼調査客数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=152

※積算内訳は、国が調査を実施した最終年の平成20年調査(内水面漁業漁獲統計調査の平成23年～24年調査においては、平成19年調査)における調査客体の意向を踏まえた調査方法別比率を基に試算したものであり、今後実際に調査を行う際の調査方法ごとの客数についても、調査客体の意向を反映するため、これと一致するとは限らない。

内水面漁業生産統計調査にご協力いただいている皆様へ

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

日頃より、内水面漁業生産統計調査にご協力いただき誠にありがとうございます。

本調査は、内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面漁業振興対策等の水産行政の資料及び社会的情報基盤の整備を目的として実施しており、今後とも調査に対するご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本調査は、パソコンを利用したインターネットによるご回答（以下「オンライン調査」と称します。）が可能となっております。オンライン調査には、裏面に記載しました特徴（メリット）がございますので、オンライン調査への皆様のご協力をお願いします。

つきましては、オンライン調査にご協力いただける方は、下記のお問い合わせ先にご連絡をいただきますようお願いいたします。後日、「オンライン調査システムの操作方法」等を配付させていただきます。

【お問い合わせ先】

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

TEL:

担当者:

オンライン調査のご案内

オンライン調査の特徴

- **すべての作業がパソコン画面上で行えます。**
調査に関するすべての作業がパソコン画面上で行えますので、調査票の記入・郵送事務等が必要なくなります。
- **皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。**
調査期間中、1日24時間、皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。
- **セキュリティは確保されます。**
このシステムでは、ログイン用のIDが、個別に配付されます。
このIDでご回答いただきましたデータについては、不正アクセスから厳重に守られます。
なお、インターネット上のデータの送受信は、暗号化(SSL方式)によって保護され、外部に漏れることはありません。

オンライン調査に必要な機器環境について

オンライン調査を行うには、以下のインターネット接続環境及びパソコン環境が必要です。

インターネット接続環境

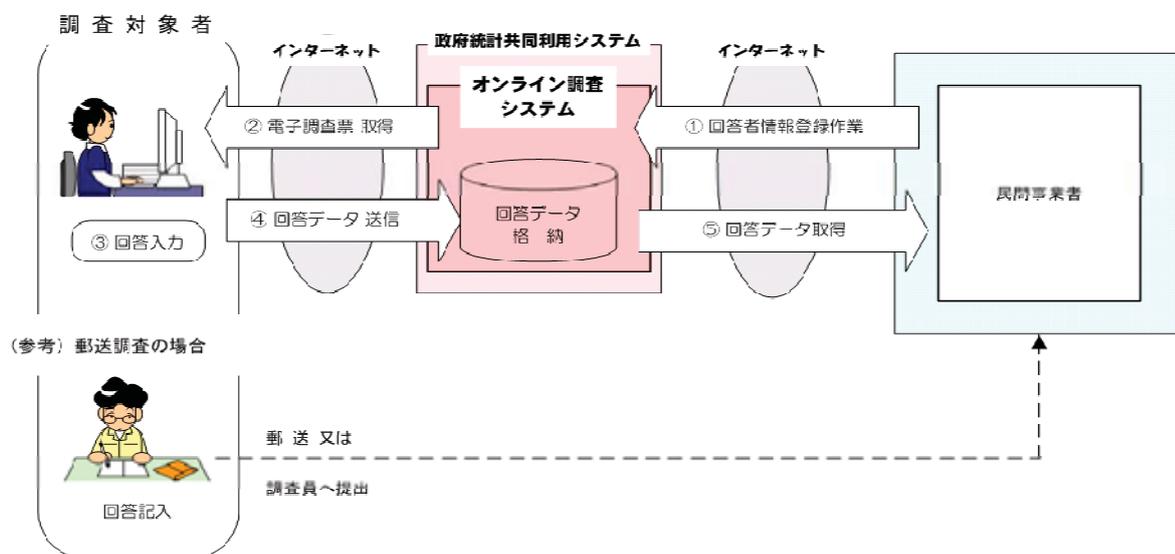
I S D N回線以上であれば特に問題なくご利用いただけますが、より快適にご利用いただくためにはA D S L等のブロードバンド環境を推奨します。

パソコン環境

- O S : Windows 7、Windows Vista
Windows XP、Windows 2000(SP4)
- インターネット閲覧ブラウザ : Internet Explorer 8.0、Internet Explorer 7.0
Internet Explorer 6.0
- P D F 閲覧ソフト : Adobe Reader 7.0.9 以上

(Adobe Reader は、Adobe社のホームページ等から無料でダウンロードできます。現在の最新版は「Adobe Reader 8.1」になります。)

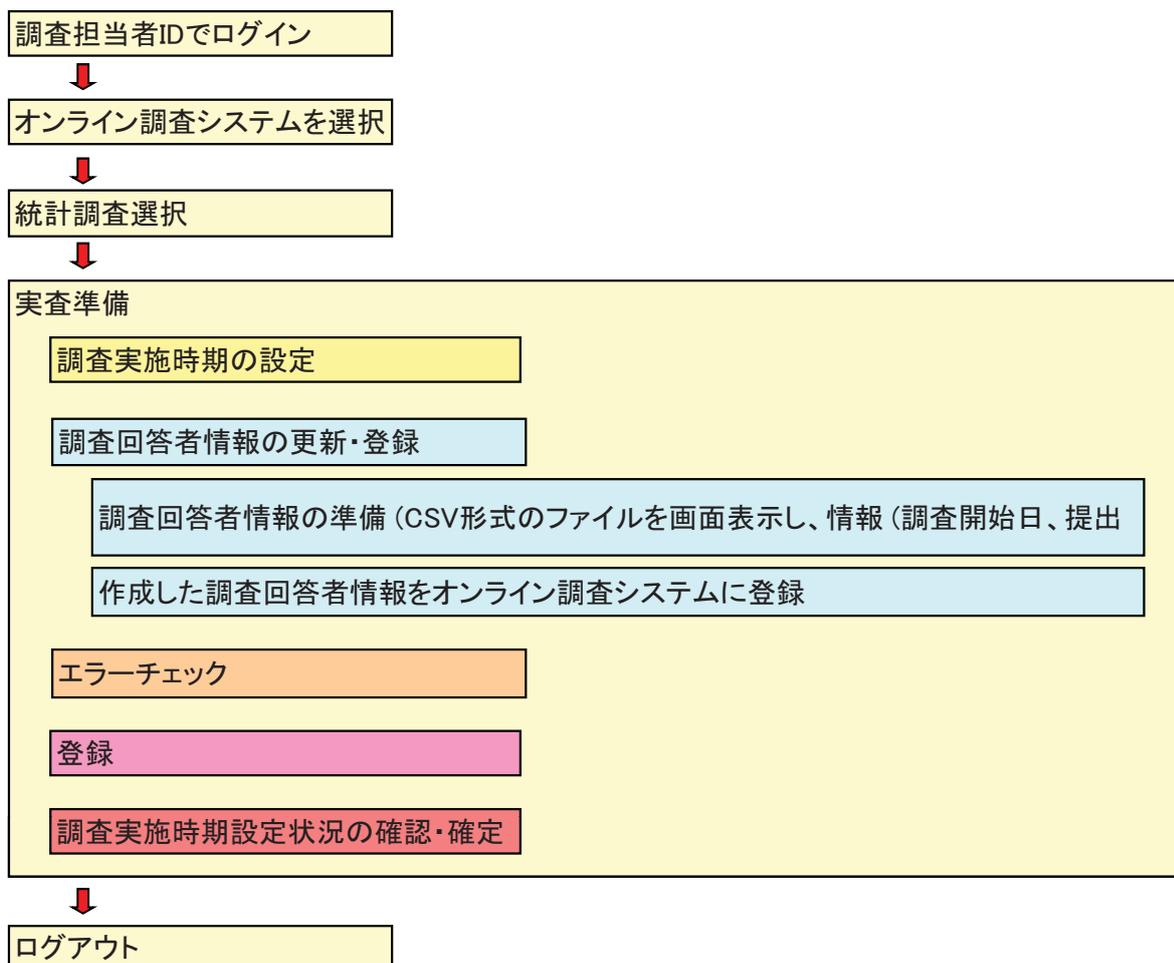
オンライン調査のイメージ図



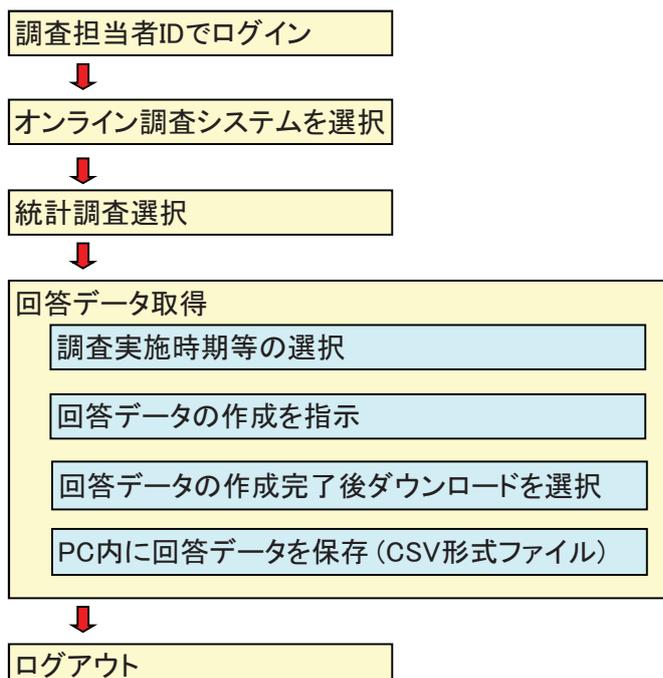
注：電子調査票・・・パソコン上でデータ入力ができるように、電子化した調査票

内水面漁業生産統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査客体からの回答データ取得作業の手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業



(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 調査拒否等報告

都道府県名

内水面漁業漁獲統計調査
内水面養殖業収獲統計調査
3湖沼漁業生産統計調査

No. _____

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄			調査拒否・遅延理由等
			センター	市町村	整理番号	
	/					<p><記入例①> 日常の仕事が忙しいので、調査に協力する時間が無い。また、調査結果が何に利用されているのか解らない。</p>
	/					<p><記入例②> 個人で養殖業を営んでおり、個人情報なので調査に協力できない。</p>
	/					
	/					

(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況

都道府県名

内水面漁業漁獲統計調査
内水面養殖業収獲統計調査
3湖沼漁業生産統計調査

No. _____

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄			応対内容		備考
			センター	市町村	整理番号	苦情等・照会内容	回答内容	
/						<p>〈記入例①〉 どじょう、やつめうなぎの漁獲量は、どの魚種に計上すればよいのか。</p>	<p>〈記入例①〉 どじょうは「その他の魚類」、やつめうなぎは「その他の水産動植物類のその他」に計上して下さい。</p>	
/						<p>〈記入例②〉 こい養殖業を営んでおり、食用のほかにも観賞用も養殖しているが、全て計上するのか。</p>	<p>〈記入例②〉 錦ごいなどの観賞用は調査の対象となりません。食用目的の収獲量のみ計上して下さい。</p>	
/						<p>〈記入例③〉 調査データは個人情報だが、秘密の保護は図られているのか。</p>	<p>〈記入例③〉 調査票等の管理を厳格に行うとともに、調査の過程で知り得た情報も含めて秘密の保護を図り適切に取り扱っております。</p>	
/								
/								
/								
/								
/								

(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 調査票回収・督促状況

都道府県名

内水面漁業漁獲統計調査
内水面養殖業収獲統計調査
3湖沼漁業生産統計調査

No. _____

調査票の指標欄				調査票 回収日	督促状況		回収方法(該当方法に○をつける)				備考
センター	市町村	整理番号	調査票 回収日		督促日	内容	調査員	郵送	オンライン	その他	
			/	/							
			/	/							
			/	/							
			/	/							
			/	/							
			/	/							
			/	/							
			/	/							
			/	/							

(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 疑義照会状況

都道府県名

内水面漁業漁獲統計調査
内水面養殖業収獲統計調査
3湖沼漁業生産統計調査

No.

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄			照会内容	回答内容	備考
			センター	市町村	整理番号			
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							

内水面漁業・養殖業生産量に関する情報

平成 年

NO.

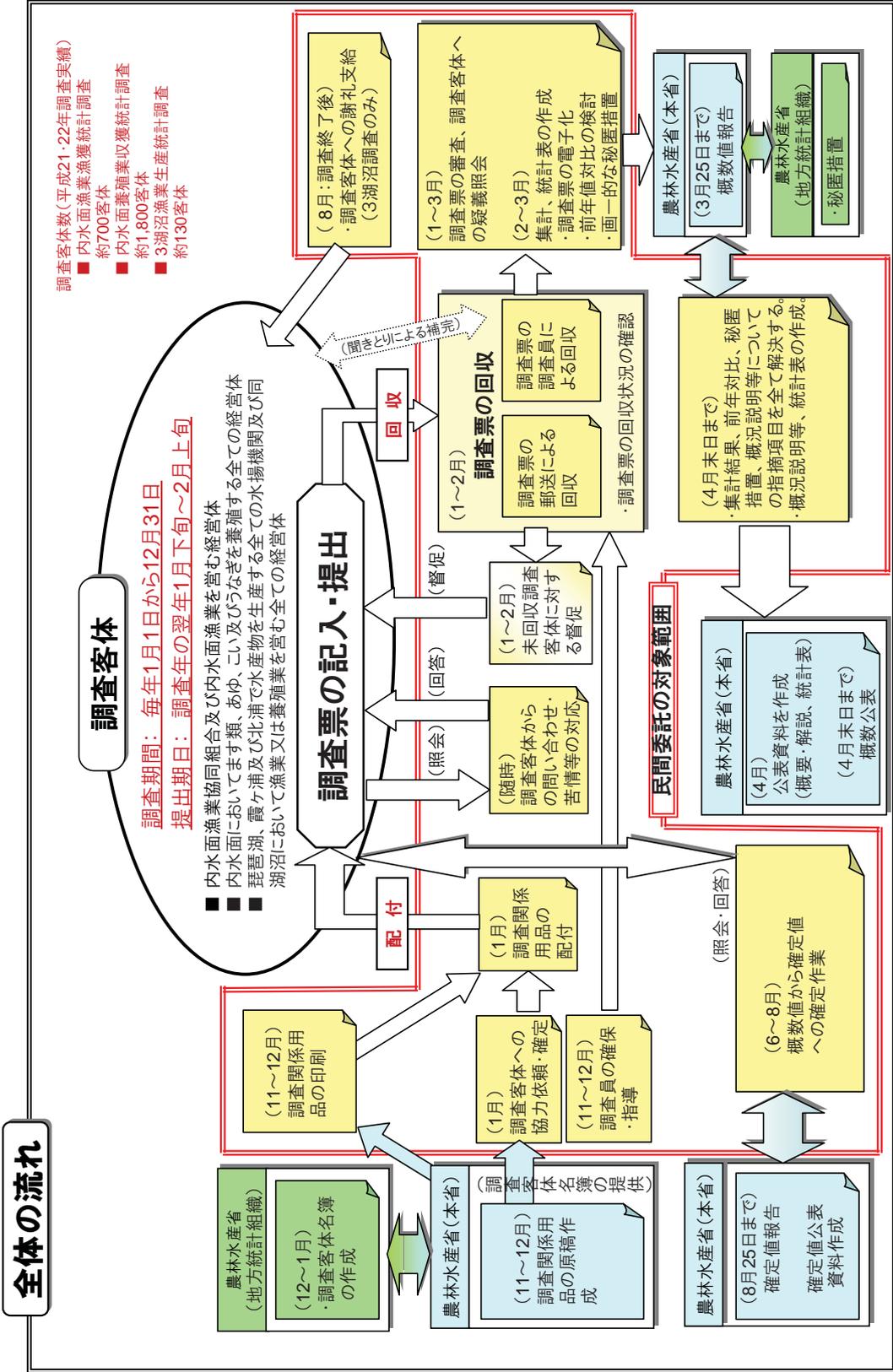
魚種名又は 漁業種類名	情報収集事項	情報及び増減の理由（概況）
(記入例) 内水面漁業 ○○川 あゆ	○○年 2,000kg ○○年 対比 95.0%	7月の集中豪雨による濁水の影響と、8月の猛暑で河川水温が30℃前後となる日が10日間に及んだことによるへい死があったことから、漁獲量が前年に比べ減少した。

〔記入上の注意〕

環境、資源及び水産物需給等に関する情報を取りまとめるとともに、前年に比べ漁獲量の変動が大きい魚種、養殖業についてはその増減理由を記入する。

都道府県	農政局 地方農政事務所	センター名

内水面漁業生産統計調査の流れ図（平成21・22年の実施方法）



平成23年3月15日

農林水産省
大臣官房統計部

民間競争入札実施事業
内水面漁業生産統計調査の実施状況について
(平成21年調査分)

I 事業の概要

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により平成21年及び22年調査の事業を実施している。

1 事業内容

内水面漁業生産統計調査における実査準備(調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・確定、調査員の確保・指導)、実査(調査関係用品の配付、調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応、調査票の回収・督促)、審査(調査票の審査、調査客体への疑義照会)、集計、統計表の作成及び調査客体への謝礼支給業務

2 契約期間

平成21年11月から23年8月までの1年10か月間

3 受託者

財団法人 農林統計協会

II 確保すべき質の達成状況及び評価

平成21年調査における確保すべき質の達成状況及び評価は次のとおり。

1 調査票の回収率

調査票の回収率は、民間事業者が内水面漁業に精通した再委託先(民間事業者が、調査員の確保、調査客体への協力依頼及び調査票の配付・回収・督促の業務について再委託を行った先をいう。以下同じ。)を通じて協力依頼を行い、調査依頼時に協力を得ることが極めて困難であると判断した調査客体については、調査への協力が得られるよう、農林水産省と連携して対応したが、最終的に協力を得ることができなかった客体が5件あり、99.8%の回収率となった。

調査拒否の理由を確認したところ、信頼関係のあった調査員が変更となったことを挙げた客体が3件、行政に対する不満を理由とするものが1件、理由を明らかにしないものが1件あった。このことから、調査主体が変更となったことを契機に、調査に

非協力となった可能性も否定できない。

表1 調査票の回収率

	調査	調査客体数	調査票数	有効回収数	有効回収率
民間事業者 (平成21年)	計	3,607	2,699	2,694	99.8%
	漁獲調査	727	727	727	100.0%
	養殖調査	1,844	1,844	1,839	99.7%
	3湖沼調査	1,036	128	128	100.0%
国 (平成19年)	計	3,926	2,792	2,792	100.0%
	漁獲調査	672	672	672	100.0%
	養殖調査	1,987	1,987	1,987	100.0%
	3湖沼調査	1,267	133	133	100.0%

注1：内水面漁業生産統計調査は、内水面漁業協同組合等の漁獲量等を調査する内水面漁業漁獲統計調査（以下「漁獲調査」という。）、内水面養殖業経営体の収穫量等を調査する内水面養殖業収穫統計調査（以下「養殖調査」という。）及び3湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦）に属する漁業・養殖業経営体の漁獲量、収穫量等を調査する3湖沼漁業生産統計調査（以下「3湖沼調査」という。）の3調査より構成されている（以下同じ。）。

注2：3湖沼調査においては、水揚機関で生産量等を把握可能な調査客体については、水揚機関で一括して調査を行うことから、1,036調査客体を128件の調査票で取りまとめている（以下同じ。）。

注3：国は平成20年まで直接調査していたが、20年は5年周期に実施するすべての河川及び湖沼を範囲とした調査を実施していたため、調査規模がほぼ等しい平成19年と比較した（以下表2、表3及び表4について同じ。）。

2 調査員の確保、調査客体への協力依頼

民間事業者は、内水面漁業に精通した再委託先が、郵送・FAXで調査を依頼する内水面漁業協同組合以外の調査客体に対し調査を行うため必要とされる調査員の人数を決定・確保し、指導を行った。

調査員の確保については、再委託先が内水面漁業に精通した者を選定することとしていたが、調査に従事可能かつ必要な専門的知見を有した者を確保することに時間を要したことから、当初平成21年12月中に行う予定が22年1月となり、調査員への指導を完了したのは予定より約1週間遅れの1月28日となった。

民間事業者は、農林水産省から貸与された調査客体名簿の調査方法欄に記載されたこれまでの調査方法を参考に、調査員等による訪問（1,015件）又は電話（1,684件）により調査客体に対して協力依頼を行うとともに、調査方法の確認を行った。

なお、電話により協力依頼を行った場合には、後日郵送により協力依頼状を送付した。

3 実査

(1) 調査票の配付

協力依頼を調査員等が訪問して行った場合には直接、電話で行った場合には郵送により1月に行った。

(2) 問い合わせ、苦情等の対応状況

調査客体からの照会対応については、「問い合わせ・苦情等対応窓口」を民間事業者内部に設置し、担当者1名を置いたほか、各都道府県ごとに配置した担当者及び調査員が随時対応した。

平成22年1月から3月までに民間事業者が受けた問い合わせ・苦情件数は53件であり、国が直接調査を実施していた19年の73件と比べ減少した（国は20年まで直接調査していたが、20年は5年周期に実施するすべての河川及び湖沼を範囲とした調査を実施していたため、調査規模がほぼ等しい19年と比較した。）。

表2 調査客体から民間事業者への問い合わせ・苦情等対応状況

調査実施主体	合計	調査の概要・目的・方法等について	調査票の内容・記入の仕方について	苦情	その他
民間事業者 (平成21年)	53	7	30	7	9
国 (平成19年)	73				

○ 問い合わせの主な内容

- ・ 調査の概要・目的・方法等について：民間の調査員には教えたくない 等
- ・ 調査票の内容・記入の仕方について：外来魚の記入箇所について 等
- ・ 苦情：調査客体の名前が間違っている 等
- ・ その他：調査票の送付先について 等

(3) 調査票の回収・督促

おおむね予定どおりの2月中旬までに調査票を回収した。未回収の調査客体については、調査員又は各都道府県ごとに配置した担当者が電話により延べ336回の督促を行った。

なお、調査員の確保が遅れたこと（18都道府県1,050件、調査員75人）や一部客体において連絡がつかなかったこと等の理由により、すべての調査票を回収したのは、予定より約3週間遅れの3月9日となった。

表3 督促回数

	計	漁獲調査	養殖調査	3湖沼調査
民間事業者 (平成21年)	336	37	260	39
国 (平成19年)	357	49	286	22

4 審査

民間事業者は、農林水産省との打合せを十分行った上で、調査票の審査事項等を記述した手引を作成し、これに基づいて多段階(調査員段階、都道府県段階及び全国段階)での審査体制を整備した。

調査票の審査は、各段階において、審査事項一覧表に基づいて行い、データの未記入、不備等があったものについて、電話により疑義照会を行い、修正した内容についても、同様に審査を行った。

しかしながら、3の(3)にある調査票の回収の遅れにより、審査時間が十分に確保できず、不十分な審査となった調査票もあった。

なお、民間事業者へのヒアリングによると、内水面漁業は生産量等の変動が大きいために、数値の妥当性の判断には、内水面漁業生産統計に関する専門的知見が必要とのことであった。

表4 疑義照会件数

		計	漁獲調査	養殖調査	3湖沼調査
民間事業者 (平成21年)	照会 計	1,399	412	828	159
	件数 概数値	303	141	149	13
	確定値	1,096	271	679	146
国 (平成19年)	照会件数	374	86	212	76

○ 疑義照会の主な内容

- ・遊漁者(レクリエーション目的)による採捕量ではないか
- ・新たに稚魚の販売を始めたのか
- ・単位間違いではないか

5 集計

その後、審査済み調査票を電子化し、農林水産省から貸与された集計プログラムを用いて集計した。集計結果及び調査票の備考欄に記入された増減理由等の増減要因を整理し、都道府県別に「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」を作成した。

6 報告

- (1) 集計結果については、審査事項一覧表に基づき審査を行い、疑義が生じた場合は調査票の再審査を行い、必要に応じて調査客体へ電話により疑義照会を行った上で、

- データの修正、再集計を行い、集計結果等を期日どおりに農林水産省に報告した。
- (2) しかしながら、民間事業者から報告された集計結果等を農林水産省で確認したところ、一部地域の集計結果において疑義が生じたことから、民間事業者に対して照会(896件)を行い、再審査した結果、一部の調査票及び集計結果について修正が生じた。
 - (3) これは、調査員の確保が遅れた地域において、審査の時間が十分に確保できなかったことにより、審査が不十分なまま農林水産省に報告されたことによる。
 - (4) 疑義照会件数は1,399件となり、国が直接調査していた平成19年の374件に比べ、増加した。
 - (5) これは、(2)の理由により再照会が生じていること、確定値取りまとめの際にも同様の理由で再照会が行われたためである。

7 確定値取りまとめ

確定値取りまとめについては、調査客体に対して電話又は訪問により変更がないか確認の上で、再審査・集計を行い、スケジュールどおりに農林水産省に報告した。

8 調査客体への謝礼支給

3湖沼調査については、漁獲調査及び養殖調査に比べ、調査項目が多く、調査票の記入に係る調査客体の負担が大きいことから、往復郵送調査に協力した調査客体に対し謝金を支給することとしており、調査終了後、71件に対して謝礼を支給した。

9 評価

一部地域で調査員の確保の遅れから、調査票の回収・督促が遅延したものの、集計・統計表の作成はスケジュールどおり行われ、農林水産省に所定の期日までに報告された。

確保されるべき質として定めた調査票の回収率100%については、調査拒否客体が5件あり、99.8%となった。

調査拒否の客体については、農林水産省と連携しながら、訪問等するなど調査への協力依頼を行ったものの最終的に調査拒否となったものであり、これ以上の協力依頼を行っても協力が得られないと判断でき、やむを得ないものと考えられる。

一方、民間事業者においては、調査員の確保の遅れ等を起因とする調査票の回収の遅れから、一部に審査が不十分なままの調査票がみられたために、再審査、調査客体への再疑義照会、再集計を行う必要が生じた。

平成22年調査においては、調査員は既に確保されており、同様の問題は発生しないと考えられる。

更に、民間事業者においては、21年調査を踏まえ、①審査人員の増加(10人→18人)、②スケジュール管理の徹底、③審査管理シートの作成を行い、これらの措置により、審査を行った者を明確化し、多段階での審査を確実にを行うことを徹底することとしている。また、農林水産省も民間事業者の事業の進捗状況を随時把握し、適切に指導を行うこととする。

Ⅲ 実施経費の状況及び評価

1 実施経費

本業務に要した経費は、下表のとおり（実施経費は概算）。

単位：千円

費目	見積経費	実施経費
計	97,650	81,983
1 人件費	38,955	26,100
2 事業関係費	46,559	45,007
① 印刷経費	500	384
② 発送費	94	94
③ 研修費	6,028	4,773
④ 謝金	345	163
⑤ 再委託費	39,592	39,592
3 その他 (消費税、事務所費、謝金振込手数料等)	12,136	10,876

注1：見積経費とは、民間事業者が入札時に提示した経費である。

業務初年度における民間事業者の契約時の見積経費と実施経費の主な差異については以下のとおり。

(1) 人件費

見積りでは500人の調査員を配置することを予定していたが、内水面漁業に精通した再委託先が郵送、FAXによる調査を依頼したところ、内水面漁業協同組合を中心として郵送、FAX調査が増加したことにより、調査員を170人としたこと、実査の遅れにより審査及び疑義照会を行う時間を十分に確保することが困難となったため、これらの作業に要する時間が見積りよりも短くなったこと等により減少した。

(2) 事業関係費

ア 印刷経費

3湖沼調査調査票など、水揚機関でまとめて調査することが可能な客体について一括して調査したことから、必要部数が減少したこと等により減少した。

イ 発送費

各都道府県への郵送費は、発送する郵便物の数量が見積りとほぼ同じであったため、見積経費とほぼ同額であった。なお、調査客体への郵送調査費用は、再委託費に含まれているため、ここには計上していない。

ウ 研修費・謝金

研修費については、見積りよりも調査員の数が少なかったことにより減少した。

謝金については、3湖沼調査において、水揚機関において一括調査したことから、見積りよりも往復郵送調査の調査客体数が少なくなったことにより減少した。

エ 再委託費

調査員の確保、調査客体への協力依頼、調査票の配付・回収・督促の業務を再委託先に委託する費用であり、見積経費で契約したため同額となった。

(3) その他（消費税、事務所費、謝礼金振込手数料等）

見積よりも事務所費が減少したことに加え調査員数が少なかったことにより振込手数料が減少したため減少した。

2 評価

平成21年調査における民間事業者の実施経費は8,198万円であり、契約時の見積経費は9,765万円であった。

人件費については、調査員数が減少したことと、審査時間が減少したことが主な要因として挙げられる。

このうち調査員数の減少は、民間事業者が、再委託先を活用することにより、郵送調査化を進めたためである。

しかしながら、審査に要する時間の減少については、審査の効率化の側面も一部あるものの、調査員の確保の遅れに伴い審査時間が十分に確保できなかったことも一因となっており、Ⅱの4にもあるように、審査が不十分なままの報告につながったこともあり、この点においては問題がある。

このため、次回の調査においては、Ⅱの9にあるとおり、今年度審査が不十分であったことの対応として、民間事業者において審査体制の充実を図ることを予定しており、人件費が増加する可能性がある。

事業関係費については、研修費・謝金が調査員数が減少したこと、水揚機関により一括調査を行ったことにより、往復郵送調査の調査客体数が少なくなったことが原因として挙げられる。

IV 事業の実施状況

1 実施体制

調査の人員配置及び各工程ごとに要した人日は以下のとおり。

工程ごとの人員配置と要した人日

工程	人日（配置人数）
実査準備（調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・確定、調査員の確保・指導）	70人日（2人）
実査（調査関係用品の配付、調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）	38人日（1人）
審査（調査票の審査、調査客体への疑義照会）	512人日（10人）
集計、統計表の作成	80人日（10人）
調査客体への謝礼支給	5人日（2人）

注：なお、上記以外に再委託先が2人、都道府県ごとの担当者が95人、調査員が170人で対応している。

2 実査準備

(1) 調査関係用品の印刷

調査客体へ送付する調査関係用品及び手引について、農林水産省から提供されたファイルを基に、平成21年12月4日から12月18日までに印刷し、12月22日に農林水産省へ調査関係用品5セットを納品した。

なお、調査関係用品のうち、オンライン調査システムガイドについては、オンライン調査を希望する調査客体の数だけ印刷することとしており、オンライン調査を希望する客体が本年はなかったことから、最小限の印刷部数とした。

印刷部数については、以下のとおり。

調査関係用品印刷物	印刷部数
調査へのご協力のお願い	
① 調査員回収調査用	3,600
② 往復郵送調査用	3,600
封筒	
①送付用封筒（調査関係用品送付用）	3,200
②返信用封筒（往復郵送調査用）	3,200
オンライン調査へのご協力のお願い	3,600
オンライン調査システムガイド	6
内水面漁業漁獲統計調査	
調査票の記入の仕方	1,200
内水面漁業漁獲統計調査票	1,500
内水面養殖業収獲統計調査	
調査票の記入の仕方	2,500
内水面養殖業収獲統計調査票	3,000
3湖沼漁業生産統計調査	
調査票の記入の仕方	170
3湖沼漁業生産統計調査票	170
内水面漁業生産統計調査 調査の手引	450

(2) 調査客体への調査の協力依頼・確定

調査開始前に、全調査客体に対して調査の協力依頼を行うとともに、調査実施主体が国から民間に変更になったことを連絡した。また、客体ごとに調査方法やこれまでの経緯を整理し、客体情報の一元化を図り回収・督促業務に利用した。

(3) 調査員の確保・指導

民間事業者において、各都道府県ごとに統計調査及び内水面漁業に精通した担当者を複数名配置するとともに、全国で調査員を170名確保し、各都道府県ごとに研修を行った。

創意工夫として、内水面漁業に精通した再委託先が調査の依頼を行うことで、郵送・FAX調査が増加し、当初の予定に比べ調査員数は減少している。

3 実査

(1) 調査関係用品の配付

調査関係用品の配付については、調査員が調査客体に調査方法（往復郵送調査、FAX調査、オンライン調査又は調査員調査）を確認の上で、調査員が調査客体に直接手渡し又は郵送により平成22年1月に配付した。

(2) 調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応

調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応については、「問い合わせ・苦情等対

応窓口」を民間事業者内部に設置し、担当者1名を置いたほか、各都道府県ごとに配置した業務担当者及び調査員が電話により随時対応した。

調査客体から照会があった場合には、適宜これに対応するとともに、「問い合わせ・苦情等対応状況」に内容を整理するとともに、民間事業者の創意工夫により、その内容をデータベース化し、随時、更新することで情報を蓄積し、内部で情報を共有することにより、照会対応の効率化を図った。

(3) 調査票の回収・督促

調査客体から指定した期日までに調査票を回収するとともに、未回収調査客体に対して電話により督促を行った。

調査票の回収については、調査員の面接・聞き取り、郵送、オンライン又はFAXの中から調査客体が希望する方法により行った（調査員の面接・聞き取り1,022件、郵送1,446件、オンライン0件、FAX226件（国調査時（平成19年）調査員の面接・聞き取り1,402件、郵送1,390件））。

調査票の回収・督促業務の実施状況は以下のとおり。

	人日	日程
合 計	22	
調査票の回収	20	22年1月20日～3月9日
督促業務	2	22年1月25日～3月9日

注：なお、上記以外に再委託先が2人、都道府県ごとの担当者が95人、調査員が170人で対応している（以下4についても同じ）。

4 審査

調査票の審査については、概数値取りまとめにおいて、審査事項一覧表に基づき多段階で審査を行った。

審査基準に合わない調査客体については、該当する調査客体に対して各都道府県の業務担当者又は調査員が電話により疑義照会を行い、必要に応じて修正を行った。

確定値の取りまとめに当たっては、概数値取りまとめ以降に変更がないか調査客体に対して電話又は訪問により確認を行い、再審査を行った上で、誤りのないことを確認して数値を確定した。

調査票の審査、調査客体への疑義照会業務の実施状況は以下のとおり。

		人日	日程
合 計		512	
概数値	調査票の審査	186	22年1月25日～3月10日
	調査客体への疑義照会	80	22年1月25日～3月9日
確定値	調査票の審査	74	22年6月15日～8月23日
	調査客体への疑義照会	172	22年6月15日～8月10日

5 集計、統計表の作成

審査済みのデータを入力して、農林水産省から貸与された内水面漁業生産統計調査集計プログラムを用いて集計、審査し、全国・都道府県別・河川湖沼別結果表及び本年値と前年値が記載された全国・都道府県別・河川湖沼別検討表を作成した。

作成した結果データについては、民間事業者が各都道府県ごとに審査事項一覧表に基づき、本年値と前年値の比較検討を行い、審査基準と合わない場合には、その要因について検討し、該当する調査客体に対して疑義照会を行うとともに、必要に応じ調査票の修正を行い、調査票の内容や内水面漁業関連情報を各都道府県ごとの「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」に取りまとめた。

審査終了後の結果データについては、農林水産省が定めた実施要項に則り、画一的な秘匿措置（調査件数が3未満の場合、当該数値を記号に変換）を行い、定められた期日までに農林水産省に納品した。創意工夫した点として、秘匿措置を講ずるためのプログラムを新たに開発し、秘匿措置に係る時間の短縮を図った。

集計・統計表の作成の実施状況は以下のとおり。

	人日	日程
合計	80	
概数値	53	22年3月15日～3月24日
確定値	27	22年8月10日～8月24日

6 調査客体への謝礼支給

3湖沼統計調査の調査客体のうち、往復郵送調査の方法により調査を実施した水揚機関等（71件）に対して調査終了後に確認した口座に対して謝金（2,300円）を現金振り込みにより支給した。

調査客体への謝礼支給業務の実施状況は以下のとおり。

- ・平成22年5月6日～5月28日
- ・延べ5人日

調査客体への謝礼支給の状況は以下のとおり。

	調査客体数	受領辞退客体数	支給金額
謝礼支給	71	0	163,300円

7 調査客体への対応状況

平成22年8月末現在の内水面漁業生産統計調査における調査客体に対して、アンケートを郵送により行い、民間事業者の対応状況について把握した。

(1) 実施状況

①事務局からの調査協力依頼状況、②調査員の対応状況、③事務局への問い合わせ等の対応状況、④事務局からの督促対応状況、⑤事務局からの内容照会等対応状況、⑥事務局全体の感想について、アンケートを実施（22年9月2日発送、9月22日締め切り）した。

アンケートは、平成21年内水面漁業生産統計調査で調査票を記入した調査客体を対象とし、回収率50%を想定して抽出した調査客体を対象にアンケート調査票を郵送し、回答があったものを集計した。調査対象数、回答数等は以下のとおり。

	対象数	有効回答数	有効回収率
合 計	672	306	45.5%
漁 獲 調 査	182	115	63.2%
養 殖 調 査	458	178	38.9%
3 湖 沼 調 査	32	13	40.6%

(2) 集計結果

ア 調査協力依頼状況

調査の協力依頼について「郵送」（162客体）、「訪問」（99客体）、「電話」（42客体）で行われたと回答のあった客体のうち、「訪問」又は「電話」で協力依頼があったと回答した客体から、時間帯について「不都合であった」との回答が5件、対応態度について「悪い」又は「どちらかという悪い」という回答が2件、説明内容について「分かりづらい」又は「どちらかという分かりづらい」との回答が3件あった。

イ 調査員の対応状況

「調査員の面接・聞き取り」により調査が行われたと回答のあった客体（105客体）のうち、調査員の訪問の時間帯について、「不都合があった」との回答が6件、対応態度について、「どちらかという悪い」又は「悪い」との回答が2件、調査票を「記入しなくてよいといわれた」又は「記入できるところだけでよいといわれた」との回答が6件あり、不適切な対応があったと思われる。

ウ 問い合わせ等の対応状況

事務局に対して問い合わせを行ったと回答のあった客体（25客体）のうち、問い合わせに対する回答までの時間が「どちらかといえば長かった」又は「長かった」との回答が2件あったほかは、対応・態度・説明内容等について好意的な回答であった。

エ 督促対応状況

事務局から調査票の提出に対する督促が「あった」と回答のあった客体（36客体）のうち、督促電話の時間帯について「不都合があった」との回答が1件、対応態度で「悪い」との回答が1件、調査票を「記入できるところだけでよいといわれた」との回答が1件、督促に対する説明時間が「長かった」との回答が1件あり、不適切な対応があったと思われる。

オ 内容照会等対応状況

事務局から調査票についての内容照会が「あった」と回答のあった客体（76客体）からは、内容照会の説明について「どちらかといえばわかりづらい」が1件、説明時間が「どちらかといえば長かった」が3件あった。

内水面漁業生産統計調査の実施状況に関するアンケート集計結果

◎アンケート回収率

	対象数	有効回答数	有効回答率
合計	672	306	45.5%
漁獲調査	182	115	63.2%
養殖調査	458	178	38.9%
3湖沼調査	32	13	40.6%

【事務局からの調査協力依頼状況】

問1 調査の協力依頼は、どのように行われましたか。

	回答調査対象数		訪問		電話		郵送		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	306	100.0%	99	32.4%	42	13.7%	162	52.9%	3	1.0%
漁獲	115	100.0%	37	32.2%	14	12.2%	64	55.7%	-	0.0%
養殖	178	100.0%	55	30.9%	27	15.2%	93	52.2%	3	1.7%
3湖沼	13	100.0%	7	53.8%	1	7.7%	5	38.5%	-	0.0%

問1-1 調査協力依頼の時間帯はいかがでしたか。

	計		特に問題ない		就業時間内で不都合があった		就業時間外で不都合があった		わからない		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	141	100.0%	128	90.8%	4	2.8%	1	0.7%	6	4.3%	-	0.0%
漁獲調査	51	100.0%	49	96.1%	-	0.0%	-	0.0%	1	2.0%	1	2.0%
養殖調査	82	100.0%	71	86.6%	4	4.9%	1	1.2%	5	6.1%	1	1.2%
3湖沼調査	8	100.0%	8	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問2 調査協力依頼の事務局の対応態度は、いかがでしたか。

	計		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	141	100.0%	92	65.2%	45	31.9%	1	0.7%	1	0.7%	2	1.4%
漁獲調査	51	100.0%	37	72.5%	14	27.5%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
養殖調査	82	100.0%	49	59.8%	29	35.4%	1	1.2%	1	1.2%	2	2.4%
3湖沼調査	8	100.0%	6	75.0%	2	25.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問2で「どちらかといえば悪い」又は「悪い」と回答があった場合の具体例

- ・一度電話で連絡があったが、その後は直接連絡を頂けなかった。

問3 調査の協力依頼の事務局の説明内容は、いかがでしたか。

	計		分かりやすい		どちらかといえば分かりやすい		どちらかといえば分かりづらい		分かりづらい		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	141	100.0%	78	55.3%	56	39.7%	1	0.7%	2	1.4%	4	2.8%
漁獲調査	51	100.0%	32	62.7%	18	35.3%	-	0.0%	-	0.0%	1	2.0%
養殖調査	82	100.0%	40	48.8%	38	46.3%	-	0.0%	2	2.4%	2	2.4%
3湖沼調査	8	100.0%	6	75.0%	-	0.0%	1	12.5%	-	0.0%	1	12.5%

問3で「どちらかといえば分かりづらい」又は「分かりづらい」と回答があった場合の具体例

- ・協力を依頼した人が、内水面の魚について詳しくない人だった。

問4 調査の協力依頼は、どのような方法がよいですか。

	計		訪問		電話		郵送		その他		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	306	100.0%	71	23.2%	44	14.4%	175	57.2%	6	2.0%	10	3.3%
漁獲調査	115	100.0%	28	24.3%	20	17.4%	65	56.5%	1	0.9%	1	0.9%
養殖調査	178	100.0%	38	21.3%	24	13.5%	104	58.4%	5	2.8%	7	3.9%
3湖沼調査	13	100.0%	5	38.5%	-	0.0%	6	46.2%	-	0.0%	2	15.4%

問4で「その他」と回答があった場合の具体例

- ・国に対して直接郵送で返信する。
- ・内容により、訪問調査と電話を使い分ける。
- ・電子メール。

問5 事務局の調査の協力依頼について、お気づきの点がありましたらご自由にお書きください

- ・決算処理時期であり多忙。非常にわずらわしい。
- ・訪問日時をあらかじめ電話願いたい。
- ・なるべく対面で調査をお願いしたい。
- ・8月は忙しいので避けてもらいたい。

【調査員の対応状況】

問1 調査は、どのような方法により行われましたか。

	計		調査員の面接・聞き取り		郵送		その他(FAX等)		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	306	100.0%	105	34.3%	169	55.2%	15	4.9%	17	5.6%
漁獲調査	115	100.0%	35	30.4%	65	56.5%	6	5.2%	9	7.8%
養殖調査	178	100.0%	63	35.4%	99	55.6%	8	4.5%	8	4.5%
3湖沼調査	13	100.0%	7	53.8%	5	38.5%	1	7.7%	-	0.0%

問1-1 訪問の時間帯に問題はありましたか。

	計		特に問題ない		就業時間内で不都合があった		就業時間外で不都合があった		わからない		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	105	100.0%	94	89.5%	6	5.7%	-	0.0%	4	3.8%	1	1.0%
漁獲調査	35	100.0%	33	94.3%	1	2.9%	-	0.0%	1	2.9%	-	0.0%
養殖調査	63	100.0%	54	85.7%	5	7.9%	-	0.0%	3	4.8%	1	1.6%
3湖沼調査	7	100.0%	7	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問2 調査員の対応態度は、いかがでしたか。

	計		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	105	100.0%	73	69.5%	29	27.6%	1	1.0%	1	1.0%	1	1.0%
漁獲調査	35	100.0%	24	68.6%	11	31.4%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
養殖調査	63	100.0%	42	66.7%	18	28.6%	1	1.6%	1	1.6%	1	1.6%
3湖沼調査	7	100.0%	7	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問2で「どちらかといえば悪い」又は「悪い」と回答があった場合の具体例

- ・えらそうな態度だった。

問3 調査員の説明の中で、調査票の記入を軽視するような発言はありましたか。

	計		なかった		記入しなくてよい(白紙でもよい)といわれた		記入できるところだけでよいといわれた		その他		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	105	100.0%	95	90.5%	1	1.0%	5	4.8%	2	1.9%	2	1.9%
漁獲調査	35	100.0%	32	91.4%	-	0.0%	3	8.6%	-	0.0%	-	0.0%
養殖調査	63	100.0%	56	88.9%	1	1.6%	2	3.2%	2	3.2%	2	3.2%
3湖沼調査	7	100.0%	7	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問3で「その他」と回答があった場合の具体例

- ・覚えていない。
- ・問題ばかり。

問4 調査員の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にお書きください。

- ・丁寧に説明してもらい、大変分かりやすかった。
- ・業界の状況を考慮して言葉を選んで欲しい。
- ・親切で分かりやすかった。
- ・大変良いと思う。

【事務局への問い合わせ等の対応状況】

問1 事務局へ問い合わせ等をされましたか。

	計		した		しなかった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	306	100.0%	25	8.2%	261	85.3%	20	6.5%
漁獲調査	115	100.0%	13	11.3%	95	82.6%	7	6.1%
養殖調査	178	100.0%	11	6.2%	154	86.5%	13	7.3%
3湖沼調査	13	100.0%	1	7.7%	12	92.3%	-	0.0%

問1-1 問1で「した」と選択された場合、どのようなことで問い合わせされましたか。

	計		調査の内容に係る問い合わせ		調査に対する意見・要望		その他		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	25	100.0%	17	68.0%	1	4.0%	5	20.0%	2	8.0%
漁獲調査	13	100.0%	12	92.3%	-	0.0%	1	7.7%	-	0.0%
養殖調査	11	100.0%	4	36.4%	1	9.1%	4	36.4%	2	18.2%
3湖沼調査	1	100.0%	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問1-1の内容の具体例

- ・漁獲量は販売目的とした数量なのかどうか。
- ・前回調査内容との比較確認。
- ・調査票の回収時期、方法について。

問2 事務局へ問い合わせ等されたときの電話のつながり具合は、いかがでしたか。

	計		すぐつながった		どちらかといえばすぐつながった		どちらかといえば待たされた		待たされた		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	25	100.0%	14	56.0%	5	20.0%	-	0.0%	-	0.0%	6	24.0%
漁獲調査	13	100.0%	10	76.9%	2	15.4%	-	0.0%	-	0.0%	1	7.7%
養殖調査	11	100.0%	4	36.4%	3	27.3%	-	0.0%	-	0.0%	4	36.4%
3湖沼調査	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	1	100.0%

問3 事務局の対応態度は、いかがでしたか。

	計		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	25	100.0%	15	60.0%	6	24.0%	-	0.0%	-	0.0%	4	16.0%
漁獲調査	13	100.0%	12	92.3%	1	7.7%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
養殖調査	11	100.0%	2	18.2%	5	45.5%	-	0.0%	-	0.0%	4	36.4%
3湖沼調査	1	100.0%	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問3で「どちらかといえば悪い」又は「悪い」と回答があった場合の具体例

・なし

問4 問い合わせ等に対する事務局の説明内容は、いかがでしたか。

	計		わかりやすい		どちらかといえばわかりやすい		どちらかといえばわかりづらい		わかりづらい		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	25	100.0%	14	56.0%	7	28.0%	-	0.0%	-	0.0%	4	16.0%
漁獲調査	13	100.0%	10	76.9%	2	15.4%	-	0.0%	-	0.0%	1	7.7%
養殖調査	11	100.0%	3	27.3%	5	45.5%	-	0.0%	-	0.0%	3	27.3%
3湖沼調査	1	100.0%	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問5 問い合わせ等に対する事務局の回答までの時間は、いかがでしたか。

	計		短かった		どちらかといえば短かった		どちらかといえば長かった		長かった		その場での回答がなかった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	25	100.0%	10	40.0%	8	32.0%	1	4.0%	1	4.0%	-	0.0%	5	20.0%
漁獲調査	13	100.0%	8	61.5%	3	23.1%	1	7.7%	-	0.0%	-	0.0%	1	7.7%
養殖調査	11	100.0%	1	9.1%	5	45.5%	-	0.0%	1	9.1%	-	0.0%	4	36.4%
3湖沼調査	1	100.0%	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問6 事務局の問い合わせ等の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にお書きください。

・自由に聞ける。

【事務局からの督促対応状況】

問1 事務局から調査票の提出に対する督促がありましたか。

	計		あった		なかった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	306	100.0%	36	11.8%	248	81.0%	22	7.2%
漁獲調査	115	100.0%	15	13.0%	94	81.7%	6	5.2%
養殖調査	178	100.0%	20	11.2%	142	79.8%	16	9.0%
3湖沼調査	13	100.0%	1	7.7%	12	92.3%	-	0.0%

問1-1 問1の電話の時間帯は、いかがでしたか。

	計		特に問題ない		就業時間内で不都合があった		就業時間外で不都合があった		わからない		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	36	100.0%	33	91.7%	1	2.8%	-	0.0%	1	2.8%	1	2.8%
漁獲調査	15	100.0%	14	93.3%	-	0.0%	-	0.0%	1	6.7%	-	0.0%
養殖調査	20	100.0%	18	90.0%	1	5.0%	-	0.0%	-	0.0%	1	5.0%
3湖沼調査	1	100.0%	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問2 事務局の対応態度はいかがでしたか。

	計		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	36	100.0%	22	61.1%	13	36.1%	-	0.0%	1	2.8%
漁獲調査	15	100.0%	9	60.0%	6	40.0%	-	0.0%	-	0.0%
養殖調査	20	100.0%	12	60.0%	7	35.0%	-	0.0%	1	5.0%
3湖沼調査	1	100.0%	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問2で「どちらかといえば悪い」又は「悪い」と回答があった場合の具体例

・なし

問3 事務局の説明の中で、調査票の記入を軽視するような発言はありませんでしたか。

	計		なかった		記入しなくてよい(白紙でもよい)と言われた		記入できるところだけよいと言われた		その他		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	36	100.0%	32	88.9%	-	0.0%	1	2.8%	-	0.0%	3	8.3%
漁獲調査	15	100.0%	13	86.7%	-	0.0%	1	6.7%	-	0.0%	1	6.7%
養殖調査	20	100.0%	18	90.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	2	10.0%
3湖沼調査	1	100.0%	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問3で「その他」と回答があった場合の具体例

・なし

問4 事務局の督促に対する説明時間は、いかがでしたか。

	計		短かった		どちらかといえば短かった		どちらかといえば長かった		長かった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	36	100.0%	16	44.4%	15	41.7%	-	0.0%	1	2.8%	4	11.1%
漁獲調査	15	100.0%	6	40.0%	7	46.7%	-	0.0%	-	0.0%	2	13.3%
養殖調査	20	100.0%	10	50.0%	7	35.0%	-	0.0%	1	5.0%	2	10.0%
3湖沼調査	1	100.0%	-	0.0%	1	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問5 事務局の督促の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にお書きください。

・なし

【事務局からの内容照会等対応状況】

問1 事務局から調査票について内容照会等がありましたか。

	計		あった		なかった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	306	100.0%	76	24.8%	213	69.6%	17	5.6%
漁獲調査	115	100.0%	26	22.6%	85	73.9%	4	3.5%
養殖調査	178	100.0%	45	25.3%	120	67.4%	13	7.3%
3湖沼調査	13	100.0%	5	38.5%	8	61.5%	-	0.0%

問1-1 問1の電話の時間帯は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		特に問題ない		就業時間内で不都合があった		就業時間外で不都合があった		わからない		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	76	100.0%	69	90.8%	-	0.0%	-	0.0%	1	1.3%	6	7.9%
漁獲	26	100.0%	25	96.2%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	1	3.8%
養殖	45	100.0%	39	86.7%	-	0.0%	-	0.0%	1	2.2%	5	11.1%
3湖沼	5	100.0%	5	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問2 事務局の対応態度はいかがでしたか。

	回答調査対象数		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	76	100.0%	53	69.7%	20	26.3%	-	0.0%	-	0.0%	3	3.9%
漁獲	26	100.0%	23	88.5%	3	11.5%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
養殖	45	100.0%	26	57.8%	16	35.6%	-	0.0%	-	0.0%	3	6.7%
3湖沼	5	100.0%	4	80.0%	1	20.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問2で「どちらかといえば悪い」又は「悪い」と回答があった場合の具体例

・なし。

問3 事務局の調査票についての内容照会の説明はいかがでしたか。

	回答調査対象数		わかりやすい		どちらかといえばわかりやすい		どちらかといえばわかりづらい		わかりづらい		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	76	100.0%	46	60.5%	25	32.9%	1	1.3%	-	0.0%	4	5.3%
漁獲	26	100.0%	20	76.9%	6	23.1%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
養殖	45	100.0%	23	51.1%	18	40.0%	1	2.2%	-	0.0%	3	6.7%
3湖沼	5	100.0%	3	60.0%	1	20.0%	-	0.0%	-	0.0%	1	20.0%

問4 事務局の内容照会の説明時間は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		短かった		どちらかといえば短かった		どちらかといえば長かった		長かった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	76	100.0%	28	36.8%	38	50.0%	3	3.9%	-	0.0%	7	9.2%
漁獲	26	100.0%	13	50.0%	11	42.3%	1	3.8%	-	0.0%	1	3.8%
養殖	45	100.0%	14	31.1%	23	51.1%	2	4.4%	-	0.0%	6	13.3%
3湖沼	5	100.0%	1	20.0%	4	80.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問5 事務局の内容照会状況等の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にお書きください。

・大変良いと思います。

【事務局全体の感想】

問1 事務局への全体的な感想は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		満足であった		どちらかといえば満足であった		どちらかといえば不満足であった		不満足であった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	306	100.0%	94	30.7%	152	49.7%	11	3.6%	2	0.7%	47	15.4%
漁獲	115	100.0%	41	35.7%	54	47.0%	6	5.2%	-	0.0%	14	12.2%
養殖	178	100.0%	49	27.5%	90	50.6%	5	2.8%	2	1.1%	32	18.0%
3湖沼	13	100.0%	4	30.8%	8	61.5%	-	0.0%	-	0.0%	1	7.7%

問2 事務局についてお気づきの点がありましたらご自由にお書きください。

- ・全体に良かった。
- ・調査結果について何かのタイミングで公表通知下さればと思います。
- ・当施設の担当責任者が不在が多く、電話に対し留守が多く逆に迷惑をかけたと思います。
- ・特にないが、身分証、名刺等の提示がないため、本当に農水省関係の人かどうか分からない。
- ・必ずお電話を下さってからの訪問ですので、こちらも対応がしやすいです。薬品の取扱いについて等もこちらの質問にも気持ちよく相談に乗ってくださる職員の方もいて有り難く思っております。
- ・聞き取り調査だったので楽でした。
- ・郵送なので特に何も感想はない。